

平成23年12月14日（水曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成23年第4回松島町議会定例会会議録(第2号)

出席議員(17名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	(欠番)	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
総務課長	高平功悦君
財務課長	熊谷清一君
企画調整課長	小松良一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼環境防災班長	櫻井光之君
総務管理班長	佐藤進君
教育長	小池満君
教育課長	亀井純君
選挙管理委員会事務局長	中村寛君

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第4回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせをいたします。松島町 XXXXXXXXXX ほか1名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、4番伊賀光男議員、6番高橋利典議員を指名します。

日程第2 議案第112号 松島町震災復興基金条例の制定について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第112号松島町震災復興基金条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 二つ教えていただきたいと思っておりますけれども、5条と6条についてちょっと伺います。

この基金は、基金の目的を達成するために必要な事業を実施、に要する経費を充てる場合に限って、処分をすることができるというような文言であります。この処分ということになりますと、一括で全部処分するのか、部分的になんですかね。一部をするのか、どっちのほうなんでしょうかね。

○議長（櫻井公一君） それでは、答弁を求めます。高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） まず、第5条の処分というのは、取り崩しのことをこの条例の中では、処分というと全部廃止するような感じなんですけれども、まず積み立てして代理上で積み立てすると。あと予算の中でその目的、第1条にある震災復興のための目的、その事業のために取り崩しをすると、要するに年度の予算の中で歳出で予算を計上して、その事業に充てるというのが処分の取り崩しです。6条は……。〔「まだ6条は」の声あり〕

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。こういうことで、この後出てくるやつもあるんですけれ

ども、ふるさと創生基金のどこ、今度は廃止というふうになりますけれども、恐らくこういった条文は同じかなと思いますけれども、こういうことであつてそういうふうな取り崩し、こういうふうにやったという処分、これはあるわけですか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 処分というのは10億円だったら10億円積みますよと。それでことしはこの事業1条の目的がある事業に10億円のうち1億円使いたいと、特定財源でということであつて常に5年間でやるのであれば、ことしは何となれば歳出予算で取り崩しの予算措置をして充てるといふ形、歳出歳入ですね。歳入で取り崩しをしてその事業に充てるといふことなので、目的がある基金であれば当然ふるさと創生の場合は長松園のセンターロッジつくる場合にふるさと創生事業、国の事業をもとに積んで、センターロッジでことし1億円使うんだよ、来年5,000万円だよとなれば予算で1億円を取り崩ししてその事業に充てると、毎年あるので目的基金には二つあるんですけれども、目的を持った基金の場合はこういう取り崩し、あと果実運用ということ利息をもとにその利息を運用するといふ二つの形なんですけれども、今回はその事業の目的ということであれば、そういう基金は全部そういう形になっています。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。それから6条につきまして、これもですけれども、財政上必要であると認めるとき確実な繰戻しの方法というふうにあります。ちょっとこれどういふことなのか。それから、その次、期間及び利率とこう定めておりますけれども、こういうときはさまざまな事業をするとき出すとき、どういったぐらいのスパンで見ているのか。それから利率というのはどういうところを基準にしてこの利率を決めるのか。国で決められている利率なのか、あと松島町が銀行で借りているとか何とかというところの参考にするのか、そういうことを含めて教えていただきたいと思います。それと、それからその次基金に属する現金を歳入歳出現金に繰替運用すると、これもちょっとどういふことなのかということをお願いします。

○議長（櫻井公一君） じゃあ、6条について説明、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 繰替運用というのは、通常は先ほど言った4条の目的のために予算で取り崩ししてやりますけれども、この繰替というのは例えば一般会計の中でも基金がいっぱいありますけれども、ただ一般会計で全体の会計の中、例えば歳入と歳出が予算でします。この事業をやつて工事終わつてお金を払うと、ただ補助金がおくれて来ると、要するに歳入のずれがあつた場合、お金が足らなくなりますよね。足らなくなった場合一時借入金という

方法があります。一応松島町では一般会計補正予算で議決をもらって3億円までは限度がある。それで銀行から借りると、普通は。その銀行から借りないで基金の目的の余裕がある場合、予算上はしないで、とりあえず基金はいっぱいありますから、松島町であれば十何億円ありますけれども、その基金をとりあえず借りて充てるということが繰替規定をこの条例の中に定めれば、それができるといことです。ただ原則はあります。歳計現金に運用できるというのが一つ、あとは会計年度をまたいでほだめだよと。要するに3月31日、4月1日から3月31日の前、間にしなければならない。年度をまたぐのであれば別な手段でやらなきゃない。債務になりますからそういう場合は起債とかいろんな手法で借りなきゃない。基金に余裕がある場合、ただここで利率とか何とかというのは当然貯金していれば利率が出ます。今は低いんですけどもね。じゃあ一番ここの中で参考になるのは、例えば企業会計、年度の間に企業会計とのやり取りの場合、その場合とかは利率を定めたりして企業会計の管理者、松島町では町長同じですけども企業会計ということになりますから、そこと協議をしなければならない。期間はいつまで、利率は幾らというような取り決めをしなければならないといことです。以上です。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことでこの基金、今回の復興基金だけではなくて松島全部の基金ですね、それからも使えると。十何億円と今言いましたので、そういう認識でよろしいわけですか、そうすると。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 一般会計の中で日ごと、月ごと、日ごとですね、日計表というがあるので、日の計算があるんですけども、その中で例えばきょうは歳入が10億円あって歳出が5億円であれば残高が5億円手持ちありますからいいです。あしたは工事の支払いで何億円支払わなきゃない、足らなくなると、その場合にこの繰替運用のある基金はそこからとりあえず借りるといこと、極端な言い方をすると。10億円を全部動かすといことではないです。決算のときでも会計管理者のほうから基金は七十七に何か月とか何年とかとなっていきますから、簡単に10億円をすぐするといことではなくて、日々の足りない分を基金からとりあえず繰替してやるという形なんですよ。一般家庭であればとりあえずきょう何かを払わなきゃならないとなると、基金という定期預金がありますけれども、普通預金とか、そこから目的別にある基金の中からとりあえず借りると、運用するとい形です。ですから10億円を全部動かすといことではないです。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） すみません。こういうことで今まで借り替えとか何とかということは、実績とかということはあるわけですかね。今まで、こういうことはかつて。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基金の管理は地方自治法上は町長になっていますけれども、保管とかとなると会計管理者のほうということになります。実際今まで運用はしています。運用と
いうか、ここに基づく利率とか何とかやって企業会計としたかということ、一時的に足りない
場合どうしようかと、一借よりもいいのかということと検討はされましたけれども、こうい
う下のところの企業会計と話し合っ
て協定したこと、協議したことは私の知る限りはありま
せんけれども、あと会計管理者のほうからあるかどうか。

○議長（櫻井公一君） 佐々木会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（佐々木千代志君） 今総務課長からお話がありましたように、特に基
金を取り崩して他の基金へというようなことはいまだございません。ただ、歳計現金の中で
どうしても国から入ってくるのと支払いの差があって、どうしても足りないという場合には
それについて一般会計から一時運用してそれでお支払いをする、そういうやりくりは年にた
びたび出てきておりますので、そういったことで運営をさせていただいております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 6条関連でお願いします。

期間利率を定めてということについて、今総務課長のほうからは会計年度独立の原則を踏ま
えた答弁内容だったなと思います。この期間とは定めればいいということでもありますから、
複数年度にわたることも可でありますか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 一応会計年度はまたいではだめと。要するにその期間1カ月とか2
カ月とかという、ある程度4月1日から3月31日までの間にその基金の目的、事業運用とか
に支障がない限りできるということなので複数年度はできません。要するに3月31日以前に
借りて4月1日以降に返すという年度をまたぐということとはできない、基金運用上。その場
合は別な手法で基金から借りるのではなくて別な手法でということになろうかと思ます

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） ちなみにこの繰替運用できる基金は、幾つありますか。金額的にはどの

くらい見込めますか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 私、数字的に何々というのはありませんけれども、普通目的を持った事業であれば大体準則でもこういう形になっていますけれども、数値と何々基金、これとこれというのは私は今把握しておりません。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） しかば、現在基金ゼロの基金は何件ありますか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。それでは、佐々木会計管理者兼会計課長。

○会計管理者兼会計課長（佐々木千代志君） 基金につきましては、10基金ございまして、全く残高ゼロという基金はございません。

○議長（櫻井公一君） 3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 大体概要はわかりました。この基金の繰替処置をめぐっては、昨年度大郷町議会で少し議論になりました。そしてそのことについて後で情報を私いただきました。あそこは、うちよりも小さな当初予算の数字ですが、途方もない借入金をしているんです、一借。一借をせずに済む町の財源はいかにという論議の中で出てきたように教えていただきました。今度の緊急事態、東日本大震災にかんがえみて考えれば、財源がないということではない。これを運用することもできるというふうに理解をします。そして要はこの基金の条例に基づく範囲内で対処できるかどうか問われているんだらうと思います。よって速やかな復旧を一日も早くするという観点に立てばこの基金条例は生きてくるなとこういうふうに考えました。所見があればお伺いをします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 災害復旧の財源につきましては、今回国のほうで相当自治体を支援していただけるということですので、当面必要な財源については国のほうからまず調達するというふうに考えております。そこで足りない部分といいますか、松島町独自の財源が必要になった場合について災害に関して、そういった場合にはこちらの復興基金を使っていくというふうな基本的な考えでおります。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。この条例は昔の準則、今は参考条例を参考にしてつくられた条例なのかどうかをまずお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基本的には松島町でも過去に同じような条例がありますし、準則等、今は準則というのは国で何か流さないんですけれども、それに似たような形がありますからそれに基づいて今回つくっております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それでこの設置の目的あるわけでありますが、このさっきも色川議員からあったんでありますが、処分もある、目的を達成するためにとこういうふうなことでありますが、この基金の資金、これは基本的には国から来た基金の交付金こいつを充てるということになっているんですが、補正予算では8項目でこのぐらいになったんだとこういうふうに言っているわけですが、この基金を使うときは8項目だけなのかどうかをまずお聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） ただいまのご質問、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。まず、提案理由で8項目といった部分については、今回宮城県のほうに660億円、国のほうから交付された。それで県が2分の1、市町村が2分の1ですから市町村枠としては330億円が配分になった。これをそれぞれの市町村に配分する上での8項目の基準ということでございます。具体的にはまず人口比、地域振興対策として全壊、半壊戸数等々の算定基準に基づいて各自治体に振り分けられたというのがその8項目ということの算定基準となっております。あと、用途についてもとりあえずまだ制度的なものが国のほうから示されておきませんが、現時点では被災者支援、地域コミュニティ支援、産業対策、防災対策等の分野で市町村が行う補助事業や単独事業等が対象となるということで活用についてはこの趣旨に沿ったものでやっていくということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると、国から来たののうち市町村に配分する330億円を単に市町村で振り分ける条件として8項目をつくったと、こういうふうに理解していいのかどうか。

○議長（櫻井公一君） 確認、小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） そのとおりでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それでは、この5条、6条の関係でありますが、この基金は法律用語辞典を見ますと、直接償還させる歳入歳出予算の関係なく経理されるもので、町は毎会計年度その運用状況を示す書類をつくって監査委員の審査にして意見をつけて決算書とともに議

会へ出せと、こういうふうになっているわけです。そうすると完全に当該年度だけでこれをつくらなければならないのかどうか。これはどういうふうな意味合いを持つのかちょっとお聞きをしたいわけです。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かにこの繰替運用をした場合、監査委員に報告という流れになるうかと思えます。それを出すということなんですけれども、ただあくまでも年度にやった場合に監査委員にということがありますので、この繰替運用は会計年度、私もいろいろ調べたんですけれども、長期債務の場合は認められないということなので、その年度ごとにした場合、監査委員のほうにという形になると思えます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） この利子や何かは町長限りでしょう。議会に基金を使うわけですから、議会には報告も議決も必要ないわけでしょう。基金の中身でただ運用するだけですから。そうすると利率というのはどういうふうにして定めていくのか。私らわかんないわけでありませう。土地開発基金と同じだと思うんですよ。土地開発基金も議会の議決をもらわなくていいわけですから、財産として土地持つか、金持つかということだけですから。そうしますと、利率というのはどういうふうなものなのか、どう考えているのか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 実際にした場合はそのときの基本的には基金というのは、第3条のところ金融機関とか確実なものに実際は積まなきゃないと。ただ余裕がある場合そのとき借りると。そのときは利率とか機関を決めてと、ですからその場になって幾らということになると思えます。じゃあここの中で基本的にどうするかというと、利率が一借を借りたほうがいいんじゃないかとなると、一借を借りると思えます。一借の期間とか利率。ですからそれよりも利率は低い形でなるのかなと。実際はやっておりませんのであれですけれども、基本的にする場合、基本的な考えとしては一借するよりも基金で松島町で、基金というか普通お金を払う場合は利息が出ない。預ける場合は利率が入るという考えもありますし、足りないとき一借を借りれば利率を払わなきゃないと。ただ松島町で自分の基金、手持ちのお金があるので一借をしなくてもその運用した場合となれば当然その時期の一借を借りる期間利率よりも低い内数であればこれで運用したほうがいいのかということになるかと思うんです。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） さっき高橋辰郎議員にこういうふうな規定があるのかということかということですが、私も調べましたら減債基金、庁舎建設基金、ふるさと創生基金と土地開発基金にしか繰り戻しの規定がないんですよ。それ以外は繰り戻し、繰替規定、組み替え規定がないんですよ。だからいやつは貸すことも何もできないわけです。貸すことができるから会計年度支払いなさいよと。利息つきで支払いなさいよとこういうふうになっているわけです。だから、こういうふうなものをつくった以上、一借をしないで、一借も当該年度で返済しなきゃいけないわけですから全く変わらない。そうすると一借よりも安いので当然金が動く、簡単に動く、こういうふうなことだと思うんですよ。そういうのは財務課長になるのかどうか分かりませんが、町長と協議するときは一借しなきゃいけません、そういうことになれば一借をしないでこの運用基金を使いなさいよということでもいいと思うんですよ。そういうことまで十分考えながらやっていただかないと、条例は条例でつくった、さっぱり運用しないとこういうことになると思うんです。土地開発基金だって2億何ぼ余っているのに一借しているわけでしょう、今までずっと何年間か。だからそんなことする必要がない。ただ金、税金ぶん投げていますから、だから税金を投げないように一銭でも無駄に使わない、そういう努力をしていかなければならないんだと思うんで、その辺を一つ強調しておきたいと思うわけでありまして。

それから、この基金は国から来たからまず積んだと。県を通して来たから県費になるんだと思うんでありますが、積んだ。来年皆基金の分皆使うと、復興に使うと、こういうことになれば使って可能なんだと思うんでありますが、いかがなもんですか。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 基金の取り崩し運用の件ですけれども、これについては実際の方考え方にその辺を判断をゆだねられると思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから可能なわけでしょう。そうすると金ない、金ないと言っていないで基金ことし積んだ、来年はみな崩してどんどんやると、仕事。こういうことだって可能だと思うんですよ。金ないからできないんだ、できないんだということないわけですよ。何億と基金を積むわけですから。そういうふうな事例が松島町でもあるんですよ。調べましたら介護保険円滑導入基金というのが12年に条例第5号でしているんですが、そのとき5,100万円基金に積んだんですよ。次の年使ってしまったって14年の決算ではゼロなんですよ。だからもう次の年でなくなって基金だっていいと思うんですよ、この条例からいくと。そうするとどっ

さり仕事していかなきゃないとまず。早く復興しなきゃない、復旧しなければならないこう
いうことになるんだと思うんですが、そういうふうな意欲で仕事をするのかどうか、
ちょっとお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 運用について、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 災害があつてそれを復旧・復興するというようなことで今作業を進めて
いるわけですが、国費のつくものについては基本的には国費でやっていきたいとい
うふうに思っております。国費で賄えない分、例えば松島町単独の制度というようなもの
ありますので、そういったものにはこの基金を充てていくというような考え方でございま
す。基金があるからといって国費がつくのに単費でということは、場合によってはそういうこ
ともあるかもしれませんが、基本的には国費でできるものは国費、そして単費でやらな
ければならないものは単費、そしてそれに基金を充てるというように考えております。
多く使えばそれだけ仕事ができるということでは確かにあるわけですが、その項目に
よって後々、各年度ごとでいろいろ出てくると思いますので、そういったものもにらみなが
ら適正な使い方をしていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私は一次産業、農業だの何だので理屈でした、何したというので議会報
告会でも出ているわけですが、補助債で見られないと、こういうふうなもので町の単
費でしていかなければならないのではないかと。一次産業が困るのではないかとこういうふ
うなことがうんとあるわけですが、そういうふうなものも一つの基準をつくりながら
やっていかなければならないのではないかと。金ないからやらんないんだとこういうふうなこ
とが前提にならないでこういうふうなものがある、そうなってくるとそういうふうなもの
を使ってやらなければならぬのではないかと。それから、町長が言いましたけれども、この間
の参議院の災害の委員会で平野災害防災担当相、こいつはもう任意で使ってけると、ことし
来年で使ってけると、こういうふうな金ですね。それで足らなければまた補正しますよと、
こういうふうに言っているんですよ。だからどんどん使ってくださいと。この災害の関係の
費用は、そして早く復興をしてくださいと、復旧をしてくださいとこんなことを国会答弁し
ていましたので、私聞いていて本当にそのとおりでとすれば町は随分逆にのんきにしている
もんだなとこういうふう考えたわけですが、これらはいかがなもんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、国のほうでそういったお話が出ているということはそうなんだし

よう。3次補正でも相当に国のほうで支援していくというような姿勢が見られますし、それ以降も今のお話ですと出てくるのかなと私も考えております。災害復旧については積極的に取り組んでいくと、これは同じでございます。災害復興計画を今立てておりますけれども、そういった計画の中でさまざまなメニューといいますか、事業メニューもありますしまた構想として相当時間とコストがかかるようなものも入っているわけですね。そういうものを取捨選択していきながら財源を活用して災害の復旧に努めていくというようなことは考えているわけでございます。町単独で例えば前にありましたけれども、一部損壊の方々に損壊の分のお見舞い金なり支援金なりということですのでこの前のお話ししましたけれども、ざっと考えて3億円ぐらいぼんと飛んでしまうというようなことがあって、そのときにはそういう3億円ぼんとというのはなかなか難しいよという話をした記憶とがございますけれど、災害復旧の事業としてまた復興の事業としてさまざまなメニューがございます。それは、3億円5億円の金でできないものもあるわけなんですね。ですからそういう中で必要なもの、そして緊急なものについて優先をして財源配分していくというようなことが求められますし、またそういった形でやっていきたいと思っております。例えば避難道路の確保とか避難所の確保とかそういったことを考えますと、財源幾らあっても足りないようなところもあるわけなんですね。ですから、そういったものを取捨選択していく中でできるだけ国費のつくものについては国費で対応し、そしてどうしても国費がつかないものについて単独費、そして基金でやっていくというような考え方でおります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今町長言ったように、国費がもしつかない、今大体国費来いと言ったらつくんじゃないか、つかないんじゃないかというような色分けはつくんだと思うんですが、国費つかないもので復旧を急がなければならない、でなければ人災と同じになるわけですから、あそこぶっちゃけたのわかっていたけれども、そのまま予算がないから構わないでいたんだよと、こういうことにしないようにしなければならぬわけ。行政側として。そうしてくると早く使ってそして復旧・復興、復旧もいいとなっているわけですから、復旧と復興を進めなければならない。そうするとこんなものでも足りないんじゃないかと基金で。だから早く処理して、そしてまだ足りないよと、国なり県なりに働きかけをしていく必要があるのではないかとこう思うわけですが、町長はそういう前向きなお考えがあるのかどうかお聞きをしておきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

- 町長（大橋健男君） できるだけ早く使ってというようなことは考えておりませんが、必要なものについてはどんどん使っていくというようなことで考えております。
- 議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。
- 9番（尾口慶悦君） そして補正予算のほうでは、県費が来ているのに単年度の予算の枠にとらわれず弾力的かつきめ細かく復興事業を行うためにこの基金を創設するんだよと書いているわけですよ。そういうふうに書いていますでしょう。町長、職員書いたんだからわかんないということはないと思うんですが、そういうふうに書いていますよ。そういうふうなものに充てて一生懸命やっていただきたい。5ページですか、2項1目総務県補助金につきましては、宮城県において東日本大震災からの復興に向け、市町村が地域の実情に応じ、単年度予算の枠にとらわれず弾力的かつきめ細かに復興事業を行うための資金として交付する、こういうふうになっているわけですよ。そういうふうな町長はこの指針に沿った考え方で進むとお考えですか、それだけお聞きしてやめます。
- 議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。
- 町長（大橋健男君） 当然その趣旨にしたがって使っていきたいと思います。
- 議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。ございませんか。16番今野 章議員。
- 16番（今野 章君） 私、ちょっとわからないのでお聞きしますけれども、まず一つはこの交付金、寄附金基金条例をつくるわけですが、これに国からは毎年度来るということになるんですか。今回3億1,700万円くらいの基金で終わりということなのか、まずそこから教えてください。
- 議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。
- 企画調整課長（小松良一君） 今回交付されます3億1,762万1,000円という交付金ですけどもこれは今示されている予定としては年明け2月ごろになるのではないかと。これが1回ということでございます。それ以降の情報についてはまだ今のところ入っていないということでございます。
- 議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。
- 16番（今野 章君） 情報ないということなんですが、国のほうとしては今回だけじゃなくて次年度もこういった考え方があるということなのか、災害復興ということで考えれば5年、10年というスパンになっているわけで、その間じゅうある程度のこういった基金積み立てのための財源措置がされるのかどうか、その辺はどうなんですか、全然わからないんですか。
- 議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） この辺は判断のところに入ってくるんだと思うんですよね。これだけの震災でして国としてどんどん支援すべきだというふうな声があって一時期国の事務方も含めて何となく渋いような雰囲気があったわけですが、今回は一転してどんどんいきましょうという話になってきていると。そうすると、今後恐らくそういった流れでいくのだろうと。先ほどの尾口議員のお話にもありましたけれども、政府のその部分ではそういうふうなニュアンスでお話をしていますので、来るのではないかなというふうに思いますが、ただ今度は国の財源の話もありますので、どこまで国のほうで起債のでやるのか、または増税をするのかというふうなその辺もありますし、日本経済全体に与える影響とかそういったものも皆もの考えて恐らく国のほうではだんだんと出してくるのではないかなと思いますので、そういうのもあるべしと、自治体としてはそういったものもあるべしとは思いますが、まず当面ある条件、国が国費でこれだけ補助する、また自治体にこれだけ支援の基金のためのお金を出すという今のこの状況をまず前提としてこれでここ1年2年ということのできるものから必要なものからどんどんやっていくというふうな考えであります。判断としてはですから、あり得るけれども、必ずあるかどうかについてはわからないということをして行政施策を進めていくということになります。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） いろいろこの基金の設置する期間というのは特に設けていないわけなんです、中には基金の設置する期間を定めてその期間にその基金を消化しなかった場合には返還するんだよとこういった場合もあるかと思うんですが、今回の基金条例ではそういうのがないということで確認していただいているんですか、これは。

○議長（櫻井公一君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まだ制度要項が示されていないということでその辺の細かい条件的なことはまだ確認できていないということでございます。それで期限はとりあえず設けておりませんが、当初の目的が達成できたと判断したときに条例廃止ということも視野には入れていきたいとは思っています。そういったところでちょっと状況を見ながらということとで判断していきたいと思っています。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ここのところも判断入るわけですが、そもそも災害の復旧・復興比較的喫緊な部分について使うという趣旨なんだろうと判断しているわけです。ですから今復旧で基本的にインフラ関係については3年でやるんだというふうなことなわけですから、

当然私どものほうでこういうふうな基金を設けても後まで残していったって何か使えるかもしれないというふうなことはないわけですので、インフラの基本的に3年間というものもありますので、その辺で使い切るということが妥当なところなのかなと判断しております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 最後に先ほどの答弁の中で市町村の単独事業についても使えると、こういうことで、非常に私は町長からもお話があったように、一部損壊も含めているんな面で単独事業ということの考え方ができるのかなというふうに思っていました。特に、建物等の一部損壊も含めて私毎回言うんですが、地盤ですね、がけ崩れも含めてこういうものに対する措置というものをぜひ町として支援していただきたいなど。個人ではやっぱり負担が大き過ぎてできないとこういうケースがあるわけなので、ぜひそういう単独事業ができるということであれば町としてそういう被災者のための単独の事業をつくっていただいてやっていただきたい。先ほど田んぼの話も出ましたけれども、そういったことをぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 宅地に対する見舞金といいますか、支援金といいますか、そういったものについては実は内々で検討をしております、これがケースによってどうも国費がつくような場合とつかないような場合とあるというようなことで、これもちょっと様子を見てみたいとわからないところもあるんですけども、そういったものもまず考えられます。それとあと避難所、そして避難のための道路そういったものとか、インフラ整備も含めてインフラの復旧も含めてなんですけれども、今査定を受けていろいろやっている部分とか、これから3次補正に向けて事業をこちらとして災害復旧・復興事業として、提出して県なり国なりのチェックが入るわけですよ。その中でチェック漏れがでてくるのが想定されます。その中でもチェック漏れした中でも、例えば一般的な平均的な復旧基準よりも松島はレベルを上げるんだというようなことのためには、おそらく国費がつかないとすれば、こういったもので松島の避難、防災のレベルを上げるために使うというようなことも考えられます。そうするといろいろな事業がありますので、3億円あってもすぐなくなってしまうようなことも考えられますので、そのときにはやはり重要度とか順番とかに考慮しながらこの資金を充てていくというようなことになろうかと思えます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑を受けます。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 補正、一般会計のほうで聞こうかなと思ったんですが、一般会計のほう

で見ると歳入は県負担金となっているんです。今の答弁で国の補助金、国の補助金と言っていますけれども、県を通ってくるんだと思うんですけれども、国の交付金だけではないと思うんです。私が見る情報によりますと、それにプラス県の寄附金が入っているということでしょう。それを10年間続けますよというような、ちゃんと県のホームページに出ていたようですけれども、ですからここに補正のところで単年度予算の枠にとらわれず弾力的にという文言が入ったのかなというふうに思うんですけれども、今担当者のほうでわからないということだったんですけれども、本当にわからないのかなという思いでした。ホームページには載っているんですよ。ちょっと確認しておきたいなという思いです。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 一応国のほうで宮城県であれば660億円を交付する、そして宮城県では半分を県でとりますというか、県で事業を進めるためということで、その半分の330億円を先ほど企画調整課長が言ったように項目ごとに配分します。それが今回補正の中です。10年間というのは基本的に県のほうでも、この事業は基本的に10年以内にしなさいというのが10年。毎年10年間の間に来るということではなくて、この330億円を松島に来た分それを基本的には10年間で事業を実施しなさい、範囲内でということです。ですから別の町村では期限を設けて今野議員が言われたとおり期限を設けてしましようということなですけれども、うちのほうでは町長が答弁したとおりの中身で実施したいということです。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 了解しました。あとは補正のほうで聞き漏らしたものは聞きますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。他に質疑を受けます。ありませんか。（「なし」の声あり）なしの声がありますので質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第112号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第112号松島町震災復興基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第113号 松島町ふるさと創生基金条例の廃止について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第113号松島町ふるさと創生基金条例の廃止についてを議題とします。

これも説明が終わっておりますので質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 尾口であります。なぜ廃止をしなければならないのか、まず町長の提案理由からいきますとしばらく長い間20年以上経過して時代の変遷とともに実情にそぐわなくなると、そぐわせるように条例を直したらいいんじゃないですか。見てみますと、ふるさと創生基金は元年に制定したんです。元年は決算で1億80万円、平成9年、ずっと時を追って何したんですが9年のときは1億3,317万9,000円、ここで大体終わったんです。12年は1,000万円、14年は192万4,000円と。仕事をしなかつただけなんです。ふるさと創生を復興を今やっているんですが、復興と創生は違うんだと思うんです。新たに分離解釈をすると、新たに作り出す、これが創生だと。復興は再び盛んにすると。だけれども、こういうふうなときこそこういうふうな基金を造成してそして仕事をしたらいいんじゃないですか。そぐわなくなったらそぐうように条例を改正することができるわけでしょう。町長限りでできるわけですから、議会の議決さえもらえば。どういうふうなのかお聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 尾口議員ご案内のように、ご存じのように、ふるさと創生基金、あの時代の基金であったと。ときの政権がその時代なりの考え方で、ちょっとバブリーな時代だったということもありますけれども、そういった中で自治体にもうそういう社会的な日本全国的で適用されているようなそういう資金を与えてもっともっと盛り上げていきたいと思いますというのがこの条例のもとでございます。それに基づいて松島町でもいろんな事業といいますかメインで野活ですか、あれをやったのかなと思っておりますけれども、残高が少なくなってきたというようなことで大きな事業がその後できていないのかなと思うんです。今災害があります。その災害に資金がいるというようなことでございます。そしてその災害には災害の復興計画には、復旧と復興と創造と言うこともあります。そういった意味でこのふるさと創生といいますか、地域を頑張らせるという意味で同じ趣旨なのかなというふうにも思っておりますので、資金を集約して有効に使っていくという趣旨で今回この条例を廃止しましてそのお金のほうは先ほどの資金のほうに回して一体で有効に使っていくという趣旨でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから町長はそういうふうに言うんだけど、この何を改正をしてふるさと創生をさせる、こういうふうなものを使って今民間にも資金を貸し付けすることができるわけでしょう。地方公共団体が。だから新しい事業を創生させてそのところに資金を投入してやると、このようなことだって可能なわけです。そうすると大橋町政も大したものなところとなるところと思うんです。古くなったからといって古くなって使わないから使っていないだけなんです。3、4年でやめてしまつとまず、金も。あとは全然使っていないと、こういうふうなことなんで、廃止は簡単なんですよ。廃止は簡単なんですけれどもそういうふうな目的を持ってつくったんなら目的を持って新しい創生をしたらいいんじゃないですか。私はそういうふうと思うんですよ。古くなったからだれも何年も使わないで自分が古くしているし、古くなったから廃止するんだとこれはないと思うんですが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 尾口議員ご指摘のそういう面もあるかなというふうには思うわけですが、古くなったものはさっさと廃止したほうが良いというふうなこともおっしゃっていることがありますね、例えば条例とか。そういったことで、これは趣旨は保全しながら発展的にそういったもので解消していくというようなことをご理解いただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第113号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第113号松島町ふるさと創生基金条例の廃止については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第114号 指定管理者の指定について

【松島町長松園デイサービスセンター】

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第114号指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） デイサービスセンターですか、中を見ますと、利用状況まずどのような状況なのかデイサービスセンター、教えていただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 長松園のデイサービスセンターでございますけれども、今現在利用定員が35名ということで大体一日当たり33名で推移しておる状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 多分日によっては利用定員を超えるような状況も出ているんじゃないかなという気がするんです。毎年度利用者がふえてきているというふうに見ておまして、そういう日も出ているだろうということで、指定管理者の努力も含めてそういう状況でなっているのかなという気はするんですが、定員オーバーするようなケース、特に塩竈の清楽苑ですか、ああいったところでのデイサービスなんかもどうなっているのかわかりませんが、多分規模が縮小されているのかなということも含めて、松島での運営というのが非常に大事になってきているのではないかとこのように思います。そういう意味で特に指定管理者の側からそういう施設に対する要望とかいうのはないのかどうか、ふえているという状況の中でそういう施設に対する要望がないのかどうか、その辺をお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 施設に対する要望ということなんですけれども、今確におっしゃるとおり千賀の浦のほうでやっております塩竈のほうのデイサービスセンターは今回の震災で被害を受けて休止をしている状況でございますけれども、松島においてはおかげさまで今回の震災において特段デイサービスのほうは被害はなかったわけですが、それらを含めまして施設のほうからは、施設の状況についての新たな要望というのは今回の指定管理者の応募に当たってもその辺はなかったところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 地震というよりもいわゆる利用者は今後とも増加するであろうということ踏まえての施設要望といいますか、そういうのはなかったのかということなんですけれども。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） その辺につきましては、松島の住民の方ばかりでなく、他の自

治体の方からも受け入れはしている状況でございますけれども、当然松島の指定管理者でございますので松島を最優先ということでお話ししまして他の自治体は松島の利用者が困らないようにというような形でお話をしておりますので、その辺について町と指定管理者の中ではそういう他の自治体からの利用者については、特段そういう要請はなかったところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 松島の皆さんを優先的に取り扱いをしていただいているというのはわかるんですよ。要するに言いたいのは、どんどん利用者がふえていると。町外、町内含めてふえてきているという状況で施設が手狭になっているんじゃないのかと。あそこは余裕もあるわけですよ。つくり方というか考えれば、そういう意味で定員を拡大できるような方策を求められたとかそういうことはないのかということなんです。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 定員35名につきましては、2年前に定員の増を行ったところでございます。2年前においては定員35名以下だったものですからそのときは要請ありまして、指定管理者とお話ししまして、指定管理者のほうで35名の定員に拡大したところでございます。これからにつきましては、今現在35名で運営をしておりますけれども新たな定員の増の相談は今のところはない状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 相談がないからといって問題がないということではないというふうに思っておりますので、今のご指摘も踏まえまして今後指定管理者ともお話をしながら、中身のサービスの向上というのを図っていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） ぜひ定員大体オーバーする日も出てくると思うんですよ、今の状況ですとどんどんこれからは。ですから、私としてはやっぱり利用者が狭いところに押し込められるとか、そういうことのないようにやっぱり余裕を持ったデイサービスで気持ちよく過ごしていただけると、こういうサービスが提供していただけるような状況をこちら側としては整備をしていくということが必要なのかなと思いますのでぜひそういう立場でお願いをしておきたいというふうに思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第114号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第114号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

ここで休憩を挟みたいと思いますがよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、再開を11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第5 議案第115号 指定管理者の指定について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第115号指定管理者の指定についてを議題といたします。

既に説明が終わっておりますので質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第115号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第115号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第116号 指定管理者の指定について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第116号指定管理者の指定についてを議題とします。

既に説明が終わっておりますので質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 議案第116号ですか、これもそうですが、いずれの施設についても収入

の減とこういうことになっていたんですね、品井沼環境改善センター、それから松島駅前駐輪場もそうですし松島野外活動センターもそうなのですが、いずれの施設についても減収になってきていると、こういうことで減収の要因、またその増収対策こういうものについて計画の中でどうなのかなとなかなかそういうのが読み取れないなと思っているんですが、その辺についてどのように考えておられるかをお伺いしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 品井沼改善センターでございますが、確かに21年と22年を比較しますと収入で4万5,850円減額しておりますし、人数で約300人から400人減っております。あとうちの町といたしましても指定管理者のほうと話し合いをもちまして、収入対策の向上のための努力ということで地域の皆様に利用していただけるような施設の運営の仕方、あと減免状況を厳しく見ながら適正に減免されているかということで確認させていただいております、あと今後につきましても話し合いを続けまして利用者増、収入増に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 町のほうで委託契約をしている金額があるわけですので、その分で十分だということになるとここで収入が減ってもふえても大して影響ないんだとそういうことになっていないのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 確かに町のほうで委託料ということで使用料で運営を賄っているわけではございませんが、その辺につきましても施設側と話し合いまして適正に利用できるような形でということで努めております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員

○16番（今野 章君） そこでいろいろ計画書の中で書かれていて地域の方々のいろんな交流を深めるといふようなこともやっていますと、イベント企画も行いますと。こういうことが書かれているわけなんです、具体的な内容としてはあるのでしょうか、何か。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 法人の側から聞き取りしたとき、じゃあこういうことはどうやっているのかということで確認しましたら、地域が特にくぬぎ台の住民の方との交流を持ちたいという形でやっていますけれども、22年度は実施していなかったということも聞いていますので、23年度からはそのようなことのないような形で計画書どおりに進めるようにと

いうことで指導しております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） いろいろ立ち上げというか、最初に指定するときからのいろいろ経緯もあるので、ここを指定していくということはわからないわけではないんですが、どうしても長期に同じ団体が指定されていくということになってくるといろんな意味での弊害も私が出てくるのかなという気がするんです。そういう意味において計画には確かにこういうことで地域との交流もしますよとか、業者の利便性サービス図っていきますよと書いてあるんですけども、なかなか実際上そうになっていないと、こういう傾向になってきてはいないのかというふうに心配するんです。そういう意味では改めて、そういう指定管理者としてのやるべき管理とサービスのあり方というものについて注意を喚起していただきたいというふうには思っております。ぜひその辺は強力にご指導もいただいて、利用料はこれは地元の方々を中心に使うか、使わないかという関係はあるわけですので、管理者側のほうでやはり積極的にそういう意味では地域にかかわっていくというその方法を考えていただきたいというふうに思っております。終わります。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑ございませんか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 一つ確認しておきたいんですけれども、今回災害時に炊き出しをやったということでしたけれども、そのときは役場の職員が先に来ていろいろ手続してもらったということなんですけれども、例えば役場の職員も来ないよといった場合に地元の人が自主的に自由に使える体制になっているのか、それとも町を通して申し込んで使わなきゃいけないのか、町の民営の了解を得なくてはならないのかということを確認しておきたいと思うんですが、どういうふうになっているのかをお願いします。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 緊急の場合のほうは町に連絡いただければ、町で施設して受け入れ準備を整えるというふうな体制にはなっております。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） たまたま連絡がとれればいいと、とれない場合はどうなるんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 今現在、当然何か事態があった場合には役場の宿直警備員に來まして、優先順位で電話の順番つけていますから、最初に担当者に行きあと2番目に私、あと班長というような体制をとっていますので、すべてが連絡とれないということはちょっと

今の段階では想定しておりません。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 自主防災組織が自主的にということなんでしょう。そうした場合に自主的にやろうとするときに、役場の宿直で電話したり何だりしなきゃいけないのかと。電話途切れたよと無線もこの間のように万が一の場合はあるでしょう。そうしたときにどうするんだということなんです、心配するのは。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 菅野議員さんの災害時の地域住民の活用の方法ということでご質問だと思うんですけども、今現在小中学校それから松島高校も含めて施錠のあり方ということで、協議を重ねております。品井沼改善センターに関しましても二次避難場所という位置づけを持っておりますので、当然施錠に関しましても旗谷区の区長等とお話をしてかぎの取り扱いも含めて連携していきたいというふうに今思っておりますので、今しばらくその辺につきましてお時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） ぜひそういう緊急の場合には、自主防災組織なり地域住民が、何というんですかね、その了解を得ずに使えるようになるといういいなと思いますので、その辺のところをよろしく検討願います。

○議長（櫻井公一君） ほかに質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今の話と重複するのかもしれませんが、町が指定管理者に指定してしまうわけですから、町の手から実際離れるわけでしょう。そうしたときに契約にそういうふうな条項がなければ契約違反になりませんか。そういうふうな契約をしているんですか。一つね。それから、ついでだからもう一つ今聞いておきますが、私ら議会報告会をしたときに班長さん来て一生懸命対応してもらった。こいつも指定管理者に私のことを言ったのかどうか、私は担当でありませぬからわかりませぬが、指定管理者を指定して役場の担当が来るんだったら指定しなくたっていいんじゃないかという。どういうふうになっているのか、その辺。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 大変申しわけございませんが、今契約書をちょっと手元に持ってきておりませぬので、契約書につきましては中身を確認させていただきたいと思っております。あと議会報告の際には今回人員が変わったものでしたから、その引き継ぎがうまくいなくてマイク放送設備の収容の仕方と設営についてたまたま班長が行ったものでございます。以

上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かに3月11日のときの災害のときというのは、指定管理者に指定した場所とかでは想定外と。想定外と言っていいのかということがありますので、協定書の中身を当然そういうのも起きる場合、想定以上と、想定外ということもありますので、そこはなお標準協定というのがありますけれども、今回生きた協定ということで当然協定を結ぶときにはそういう方向もするべきということで進めたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 協定を結ぶときは今指定管理者の指定を議会の何をもらえばするんでしょう。そうするとそのときにしなければ今言っていることと違う結果になりませんか。だから今こういうふうな指定管理者の指定をするということだから今私質問しているわけです。引き継ぎも何もないさ。引き継ぎの不備もなにも。指定管理者に指定してしまったらその人が実際の管理運営をやるということですから。そいつが連絡がとれないから役場の職員が行って、時間外くれているのかどうかわかりませんが、そういうふうなことだと指定管理者の意味がないんでないでしょうか。間違わないでくださいよ。契約したら契約が優先するんですよ。契約も何もないですよ今、そういうふうなことだと。それは守ってください。いいですか。わからなければ教えますから。そういうふうなことですよ。本当に私はいつでも猶予しているんです、こういうふうなものについて、契約について必ずしも適当でない、そういうふうなものがあると。こういうふうな考えを持っているんですが私らのときは決算のみで債務負担行為でやってしまうと。こういうふうなことですから中身はわからないわけです実際。そういうふうなことがないようにひとつお願いを申し上げておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かにきょう議会でいただいてあと標準、3年間の協定を結んでその中身であと単年度の協定ということになろうかと思っておりますのでその中でということでございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。ありませんか。（「なし」の声あり）なしの声ありますので、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第116号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第116号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。
-

日程第7 議案第117号 指定管理者の指定について

- 議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第117号指定管理者の指定ついてを議題とします。

既に説明が終わっていますので質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員

- 16番（今野 章君） 先ほどと同じなんですけれどもこれも。ここも大分収入が落ちてきているんですね。昨年21年度が138万円、22年度が100万円ということで28万円近い収入減ということで、ずっと21年度までは順調に収入が伸びてきていたものが22年度どーんと下がってしまおうと、こういうことになっているんですが、主要な原因はどこにあるのかといったようなことも含めてそういう内容どういうふうにお聞きしているのかお伺いをしておきたいと思えます。

- 議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

- 建設課長（中西 傳君） 駐輪場の利用者が伸びている時期と伸びていない時期があるということで100万円上限で19年度も同じように110万円ぐらいということで、いろいろあるということでございます。結果として利用客がこのような形になっているということで、なおさら50円で1日券ということで利用者も18年度スタートしてふえつつありましたけれども、22年度若干減ってきたということもありまして結果としてそのような状況であるということでございます。以上でございます。

- 議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

- 16番（今野 章君） よくわかんないですね、今の。何で減ったのかというその原因がどこにあるのかということをやっぱりきちんとさせるという点でどうだったのかというのは、今の説明ではなぜ減ったのかという説明には私なっていないような気がするのね。もう少しそういうことも含めて解明していかないとここはあれでしょう、特別大きな委託の費用を特にとっていないわけですよ。ですから、まさしく収入に頼って管理を維持するという、こういうことになっているわけでしょう。それが前年と比較して3割近い減収になると。こういうことだったら大変だと思うんですよ私は實際上。これを無理に指定管理者に押しつけてはいないのか、逆に言えば。そういうことにつながる問題だと思うんです。ですから原因という

ものをよく考えて対策をとっていくという必要があると思うんですよ。その辺、減ったことに対してそれを穴埋めする対策をどう考えているのかを含めてどうなのかというところをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 正確な理由、原因というのはなかなか難しい部分がありますので、一つは駅前の部分でうちのほうの駐輪場にとめないで駅前にとめている方もいらっしゃいますし、そういった部分も若干あるんだらうと。20台ぐらいは向こうのほうにとめている方もいらっしゃいますので、それにつきましては、駅側とも話はしているんですけどもなかなか進んでいないという状況がございます。それと毎年度の決算、今年度分はちょっと災害とかあってあとわかりませんが、昨年度も何とか黒字をベースにぎりぎりやっていたというのが現状でございます。指定管理料もうちのほうで出さないでということで運営していただいているというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○15番（菅野良雄君） 今もう一つ一緒に黒字化するため、黒字をふやすための改善策や何かについてはどうなんだということも一緒にお聞きしたんですが、そういう話し合いをされたんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） ウイザスさん側から何点か来ている部分がございます。自販機とか券売機の設置ということで実際に運営されていますけれども、広告看板の設置とか1日利用券のということですべて一応そういった形でやれる部分はやっているといった部分がございます。それから今後考えたいということでレンタサイクルも取り組みたいという気持ちもあるということで聞いておりますので、それを含めながら今後利用者の促進といいますかそういった部分に取り組んでいきたいというふうには聞いております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでそのレンタサイクルや何かの提案もされているとここに書いてありますけれども、それはわかるんでありますが、具体的にそれはあれなんでしょう、先ほども契約の中でどうなんだという話がありましたけれども、そういうことも含めて一緒に検討していかないとだめなんじゃないのかなという気がするんですよ。ですから提案されているよというだけじゃなくて提案に対して町としてはどういうふうな対応するのかというところまでなっていないとだめなんじゃないかと気がするんですが、どうなんでしょう。

○議長（櫻井公一君） 提案に対しての考え方について、答弁、中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今まではさっきの自販機の交換部分は、協定の中で認めているということで進めているということで、レンタサイクルについてはまだまだ勉強しなきゃ、研究しなければならない部分がございますので、海岸駅の部分についてもなかなか自由歩道が狭いという部分もありますし大丈夫かという部分もありますので、それはちょっと時間をかけながらという話で一応話、相談をしておりますのでそういった部分が整ってくればということで考えているということですので、指定管理者だけで考えてといった部分でなくて、我々も一緒に考えながら利用者を多く使っていただけるような形に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかに質疑を受けます。ありませんか。（「なし」の声あり）なしの声がありますので質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第117号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第117号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第118号 指定管理者の指定について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第118号指定管理者の指定についてを議題とします。

既に説明が終わっておりますので質疑に入ります。質疑ございませんか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 先ほどと同じですが、これも減収になってきているなあというふうに見られるんですが、取り組んでいる中身はいろいろ新聞等の折り込み含めて諸活動いろいろやっていたらしゃるのかなというふうにとめてはいるんですが減収になってきていると。こういうことですので、一つその辺について先ほどと同じように質問をさせていただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 確かに減収にはなっております。利用者数も減っております。ただ、団体数が右肩上がりでふえているという明るい兆候は見えております。これは、何に起因し

ているかというイベント時の参加者がふえているんだろうというふうなことで考えられます。今指定管理者のほうからは1年間で九つのイベントを提案されておりまして、そのさらなる充実ということをしていくことで収入や利用者数がふえていくものだと思っております。それからこのウイザスさんと一緒に事業を行うパートナーのような公益財団の方も共同歩調を合わせてイベントやっているようございまして、支出のほうでも削減が期待できるのかなというふうに思えます。以上でございます

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） いわゆる収入減の大きな要因とは一体何だとお考えですか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 利用者数の減だと思います。それで利用者の形態がちょっと変わってきておりまして、

これまでは3年前ほどまでは町内の方が多かったんですが、今6、4くらいで町外の方が多くなりました。もう少し町内の方に利用していただけるしかけというか企画というか、そういったものをやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 課長が利用者数の減が大きな要因だとおっしゃっているんですけども、利用者数そのものが22年度で9,773ということで確かに1万人を割っている状況はありますけれどもそんなに大きく減っているという形には私は受け取れないんですよ。平成21年度は1万1,031人ですか、それと比較しても1,300くらいしか減っていない。だけど21年度は138万円以上の収入を得ているわけね。ところが20年度です今のは。20年度は138万円以上の収入を得ていると。22年度は半分になっちゃっているんですよ収入が。これは利用者数の減だけなのか。そういうふうにはならないんじゃないかなと気がするんですが。いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 非常に難しい問題でございますけれども、無料で利用する方ももちろんいらっしゃいます。あのイベントを無料でできると。そういった方も利用者数としてはカウントされますので必ずしも比例的に、これは反比例ですか、にはなっていないというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） どのぐらいの割合でそれがなったか確かにわからないところではありま

すけれども、そうすると22年度は減免なり、無料でお使いになった方が非常に多かったと。そういうことなのかどうか、その辺数字的に明らかにしてもらわないとわかんない話ですよ、これは。そこいら辺までつかんでいますか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） そこまでの数値はつかんでおりません。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） そうすると何が根拠でここまで減ったのかという話にはならないわけですよ。私は一般的に人数比で見たときに半分になっているんですよ金額が。大変なことだと思うんですよ。1万1,000の利用で138万円あったのが9,700で60万円になっちゃっていると、半分になっていると。大変な違いだと思うんですよ。特別何か収入がある事業を20年度にやったということであれば、それはそれかもしれませんが、その辺ですよですから。きちんとその辺があれば私も納得するんですけども、どうしてここまで落ち込むのかなという印象だったので。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 落ち込みのもう一つの要因として、夏の猛暑があります。テントを張ってキャンプをするわけですが夏場の利用がかなり減っていると、ここ22年、21年と猛暑が続きましたのでこれで夏の利用が減っている。本来であれば夏場はあそこの利用者はぐんと上がるんですがそれが減っていたということが減収になっているかと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） やり取りしてもしようがないんでわかりました。もう一つ、前回指定管理する際にトイレの問題、話題になっていましたね。トイレの問題というのはどういう措置がされたんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 前回確かにご質問いただきまして早速是正させていただきました。ただ宿泊した方、次の日お掃除してってくださいねと、教育施設なもので入ったときよりきれいにしてくださいねということで簡単な掃除はしてもらっていますが、前はちょっとだけ利用休憩で入った人もトイレの掃除とかさせられたというお話をいただきました。そういったことは今のところはありません。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかにございませぬか。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 利用の問題ですけれども、育英のフットボールセンター初めとして、今

後合宿等々が大分松島に中高生を含めて入ってくる可能性が高まっているということで、あそここの野外活動センター小学校対象のベッドということで、大人も泊まれない。高校生等の今体型がかなり、子供たちの体型がかなり大きくなりつつあるわけですので、ベッドの改善等も含めてぜひ利用率を高めるためにも、少し幅を広げた形の利用ができるような施設にしてほしいなと思うんですがその辺の考え方はないのかどうか。それからやっぱり、災害時の避難所的役割もあそこは十二分な対応ができると思いますので、それらも考えたときには大人対応の施設にもすべきではないのかなと思いますので、その辺の考え方あるのかどうか、お伺いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁、亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） ベッドの幅が狭い、長さがちょっと足りないということかと思うんですが、指定管理者と打ち合わせの中ではこの話は私が知る限りは出てこなかったんですけども、やはり最近ソフトボールの練習試合でこっちに来るので泊まりたいという希望もあるんだというふうなことで、これまで小学校の何とか活動で来ていた子たちが中心になったのが結構年齢の高い人たちに変わってきているということもありますので、これは指定管理者のほうとちょっと打ち合わせをして、すぐにはできるかどうかわかりませんが検討はしてみたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかにございませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第118号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第118号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第119号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第119号平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので質疑に入ります。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 11ページ伺いたいと思います。（「色川議員、スイッチ入っていますか」の声あり）11ページ、環境防災班の災害廃棄物処理事業ということで8億7,800万円、このようになっております。私資料見てこれ言うわけでございますけれども、この中で裏の表、こうやって見させていただきまして、この見方なんですけれども解体申込一覧表があります。そして受付総数が612、それで複数改め計731、そして契約の完了、全部で240、このように表で見ますと大体32%、34%このように34%というのは受付総数210から割る612というようにやって34%だったと。それから新たに、計、そっちのほうやると32%だというようなことであります。そうするとまだ解体が3分の1なんだというような見方なんだなと思っております。そうすると今回のこの解体の全部ではないんでしょうけれども解体に要する工事、仮置場復旧費、これを見ますと今回は4億900万円使うわけです。そういうふなことでこれは3分の1の現況の値段なのか金額なのか、これから3倍の工事費が出ると、この表で見ますとですよ、そうすると10億円を越すのかなというようなこともあるわけでございますけれども、その辺どのように、ちょっとご説明いただきたい。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） この10億円工事費ですね、表の中で大体10億円を想定しているということなんですけれども、その中には災害復旧のために中央公民館の隣のグラウンドとか、あと海から上がった泥の復旧とか、それは委託なんですけれども、今回この10億円の中にはその復旧工事とかも入っていますので全部が全部ではないですけれども、ここの今回補正した4億苑は全部がそれではないのはありますけれども、ただ今後占める割合はほぼ解体ということなので、今のところ4割にもなっていないということなんですけれども、今随時毎日契約関係で話し合いを持って書類でやっています。時期としては2月をめどにということには考えておりますけれども、環境省のほうでも松島であれば年度内に完成ということでありましてけれどもなかなか今の状況では難しいのかなと。ただ目標としては年度内で完成という。ただ、なかなか本人の意向も一部あるんですよ、契約完了の方、あと相談受付したあとに契約する間に、あと保留という方もいらっしゃいます。やっぱり取り壊しやめたいと、あと時期を2月とか3月にしたいということで進まないのもありますけれども、年度内に向けて進んでいる状況です。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） すみません。年度内に何とかなかなか難しいという、そうでしょうね、

あと3倍もあるんですから。そういうことでなるだけ早く進めていってほしいなと思います。それからその上の資料を、表見て使用料仮置場重機使用料、全体の計画が2,800万円だと。お今回の補正が1,400万円だというようなことであります。それでこれは、重機ずっとこれは3月の震災その前は補正前は1,300万円使われていますけれども、今度1,400万円なんですけれども、これ何カ月分で何台の予算なんですか。それからこれは人件費も含めて、オペレーターも含めての金額なんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 一応使用料でいいかどうか、運転の分、いいかどうかというのも財務の実務提要とかいろんなのを調べて、重機を借りる場合その分も含めて使用料、賃借料ということなので、ここには重機の分プラスその運転手の分も人件費も含めた使用料として計上しています。それは私も別個に委託とかどうのということも考えましたけれども、いろんな資料とか財務規則とか見ると、借りる場合は人件費も含めてということが入っております。あと期間とかは危機管理課のほうから答弁いたします。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） それではまず最初に色川議員さんが最初に質問なさった中でこの資料の中身を改めてちょっとこの場を借りてご説明させていただきたいと思います。

まず、受付総数ということで612となっております。これは今回解体を申し込んだ方々の人数でございます。その隣の青い枠で完了、それから契約等という件数が載っていますけれども、これは個人で既に解体をした方とか、個人で業者を選んで既に契約をなさっている方々の人数でございます。ですので、612人の方が210人解体終わったよじゃなくて、ちょっとそこが違うところでございます。612名のうち、すみませんでした、申しわけありません。今現在個人で業者を選ぶ、ないし個人で解体をした方々の進捗率なんですけれども42.9%でございます。それから町が業者を選んで解体する進捗率、これが今74%まで来ています。ですのでトータル平均を見ますと62.9%というのが今12月現在の進捗率でございます。申しわけありません。解体申込者の一覧ということで件数をとにかく議会の皆様方に知っていただきたいということで資料を作成しましたので進捗率にウエイトを置いた資料でなかったの、その辺まず1回説明させていただきたいと思います。

それからあと、今総務課長がお話申し上げましたこれらの経費についてどのぐらいの期間を見ているのかということで、改めて3月31日解体完了を目標に入れた際の瓦れきの排出量と

というのが基準量ありますので、これは環境省で出している基準量があります。それをもとにして3月31日までにかかる経費を計算しております。それから重機はどのくらいの数を考えているのかということでもありますけれども、コンマ4、コンマ8程度の重機今2台をこの現場で考えております。それから木材のほうにつきましても同じように大型ショベルカー2台を考えた上での数字になっております。以上でございます

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。単純にと単純なものですから、そのままやったというようなことでわかりました。62%、3%が終わっていると、トータル的に。大分半分以上ですからよろしく頑張っていたきたいなと思います。

それから、次に同じ11ページの農林水産費、農地費なんですね。12ページちょっと事項別明細の12ページなんですけれども、この中で、すみません。震災地域の経営再建に向けて復旧作業を共同で行う農業者に対する支援金1,050万円こうあります。これはどういった業種なんでしょうか。どういった団体ですか、地域経営ですから、そういうことで団体はどういった団体なのか、または何件そういうものがあつたのか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） この記載の経営再開支援事業の補助金につきましては、早川地区で津波によりまして土砂が堆積した部分につきまして農地災害で実施するわけでございますが、その中で松島地元でできる作業分ということで、一律に3万5,000円支給するのではなく松島地域農業振興復興組合ということで、復興組合をつくりまして組合員数が39名、「ゆっくり言ってください」の声あり）対象面積が30ヘクタールでございまして、この1,050万円の中身につきましては、復興組合での取り組み作業、例えばゴミ、瓦れきの除去とか水路、農道の簡易な補修、あと畦畔等の草刈り等の共同作業をした場合の人夫賃として出すものと、あと大きく二つ目といたしましては土壌改良材、あぶりキープという改良材あるわけでございますがそれを10アール当たり60キロ使用した部分の材料代、あと当然機械リースということで、草刈りする場合のトラクターセットということでリスクモアという草刈りをする機械、あとフィンガールエフという草を集める機械、あとロールベアラーということでコンポする機械、あとブロードキャスターということで改良資材を散布する機械、あと労災保険等に使用してございまして、これにつきましては、復興組合への補助金として交付いたします。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） これやっぱり、後ろで資料なんて声がありますので、もしできたらそういうようなのをちょっとお願いしたいと思います、議長。

それから、こういうもので大分被害大きいみたいなのでありまして1,050万円、大体こういうものでどのぐらいの損害というんですかね、金額、そのうちの1,500万円というのは何%なんですかね。何%当たりの支援金ということなんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） これにつきましては、90%が補助金として来ております。対象事業費の。この農地につきましても、今から今後県で災害復旧工事ということで業者を選定いたしまして2月から返りまして、あと4月に代かきを5回するような形で24年の作付に間に合わせるということで合わせて県営事業の災害復旧工事を行っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。それから、13ページ、14ページにかけまして保健体育幼児体力向上企画運営業務委託費こういうものがありますけれども、その辺でちょっとお伺いしたいと思います。このやつは、教育、この間説明を受けました。体力が落ちているよ、そういうようなことでその体力の向上のために今度は幼稚園からやるんですよというようなことであります。それで190万円というようなことでありますけれども、これは幼稚園が対象でありまして子供たち幼稚園ばかりすると私は不公平でないのかなと。これは厚生労働省のほうでもこういうメニューがなかったのか。小学校中学校の体力はある、でも同じような子供は何で幼稚園ばかりなんだ、全町の子供たちに対象をすべきではないのかな。そういうことで今回は教育のほうから出てきたわけですが、こういうメニューはないんですか。

○議長（櫻井公一君） それでは、色川議員の質疑途中でありますけれども、ここで昼食休憩を挟みまして、色川議員の答弁から午後から入りたいと思いますのでよろしくお願いをします。
再開は13時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど10番色川晴夫議員から資料の提出を求めておられましたけれども、その資料につきましては、後ほど配りたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、先ほど色川晴夫議員から質疑ありました幼児体力向上等についての答弁から入ります。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 23年度の1月から3月に幼児の体力向上を中心にやりますのは、第二幼稚園でございます。第二幼稚園で午前中にこの体力向上のトレーニングを子供たちと楽しながらやっていくということでございますが、第二幼稚園には高城分園がございますので分園の子が今1学齢で4人います。この子たちも一緒にやることで今考えております。

さらにまたこの幼児の体力向上事業についてでございますが、24年度までは備品購入費を除く100%補助ということでなっておりますので、24年度までにうちの町として幼児の体力向上策すべてプログラムをつくって将来ともに使えるようにしたいと思っております。今午前中の話を子供たちと運動をやりますというふうなことを申し上げましたが、午後は我々職員、私入るかどうかわかりませんが、それから幼稚園の先生、保育所の先生、保育士、それから小中学校の教師、それから体育指導員、この人たちに指導してもらおうということで考えておまして、いずれか早ければ25年度には私どもの町の職員だけでやっていくというふうなことができるようにしていきたいと考えています。また、幼稚園、保育所分け隔てなく考えなくてはならないのは当然ですが、いずれ私どもの小学校、中学校に入っていきますので体力向上をその段階からやっていくというようなことでございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） こういうことで今回は第二幼稚園だと。一つの参考事例として第二幼稚園を指定したとは思いますが、やっぱり小学校、全体的にこうやって統計が出ておるわけでございますので、幼稚園のほうですね、あと保育所のほうもそういうものをできないのかなというようなことで伺ったわけで、これを同じ子供たちの体力測定するんだったらそこばかりやったってしょうがないと思うんです。そういうことで、こういうものも保育所のほうが対応になっていない、こういう補助がないということになるとちょっと縦割りのそういうこともあるのではないかなとこう思います。それから期間は伺いましたので、24年25年度からは松島町職員で対応できればというようなことであります。こういうことを含めながらこの体力の向上を目指すということになるわけでございますけれども、この表に出ておりますけれども、これが小学校、中学校の体力に結びつくようになるためにどういった施策が、ここにちょっと書いてありますけれども、出されたやつの表には書いてありますけれども、体力が落ちているということになるとその辺の検証もちゃんと含めて、やっぱり小さいころからそういう体力の向上を進めるというようなことでありますので、積極

的に本当にどのような考え方を持って体力を向上させていくのか、もう一回改めて。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 点検評価にはたしか4種目だけの成果が載っていたと思うんですが、その中で握力とソフトボール投げだけが、標準を若干ですが上回るということです。全国体力テストは8項目ありまして、8ひく2ですから6項目は全国平均、県平均より劣っているという状況にあります。幼児期に運動をしないのではないかという疑問が我々と小中学校の体育主任、教務主任の中で話し合ったときに出まして、幼稚園から幼児期から運動していったらいいんじゃないかというふうなことで始めるわけですが、幼児期に脳を使ったトレーニング、運動をやっていくわけでこれをやればかなり伸びるだろうというレポートも文科省のほうから出ていまして、文科省で補助のメニューとして最初は具体的にはなかったんですが、11月1日に文科省で私どものほうにお尋ねいただきまして、うちの町としては体力向上策をやっていきたいんだというふうなことで申し上げ、幼児を中心にやっていきたいんですというふうなことを申し上げましたら、3週間後ぐらいに補助要項にこれが出てきまして私どもで要望したのが出てきたのと喜んでいたところなんですが、ちょっと話が飛んで申しわけありませんが、まずは子供たちの体力、具体的に何が劣っているか、先ほどの8項目以外にすべて楽しみながら、子供たちが楽しんでくれないと運動なんかしてくれませんので、楽しみながらちょっと確認をしてそれがトレーニングしているうちにどう変わっていくかということを見きわめていきたいというふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そのように取り組んでいただきたいと思いますが、やっぱりこういうふうには体力向上やっていると子供たちは日に日に自分の体力の向上、わかるわけですよ。そうすると中学校入っても、小学校からサッカーやったり野球やったりいろんな運動に目覚めてくるわけですよ。そして中学校に入ったら、松島のサッカーが有名になったり、野球が強かった、バドミントン、ソフトが強かったと、そのようにこういう幼児期の教育というのが私は非常に大切なのかなとこう思いますので、なお一層こういう体力向上には努めてほしいなとこう思っております。よろしく申し上げます。

それから15ページ、公共土木費復旧の工事請負費に小石浜について伺いたいと思います。15号台風で非常な床上浸水154件ですかね、出まして大変な状況になったわけです。そこにはポンプ小屋もあります。ポンプもありますけれども、あれよりやっぱり雨量が多くてパノラマのほうから大観荘のほうから降ってくる雨が排水能力を超したというようなことでもあり、

それから海が満潮を過ぎたときも、あのときは満潮にかかり、満潮を過ぎても沖ぶくれ、台風の影響で水位が下がらなかったというようなこともあって、あそこが大浸水になったわけでありまして。今回土のうを積むと、大型土のうを積むというようなことで300万円計上されておりますけれども、これは暫定的だというようなことであります。じゃあいつ本格的なかさ上げ工事、川浴い、川というんですかね、わかりますね、あそここのところをいつそういうふうに見直しされているのかお示しをいただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） それでは、色川議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

台風15号の雨でございますけれども、記録を見ますと私たち8.5というのが大きな記憶に残っているんですけれども、8.5が270ミリの雨量でございます。降り始めから、降り終わりまでです。今回の15号につきましては、降り始めから降り終わりまで370ミリという記録的な雨量だったんですね。そして時間的にも見ますと21日の7時から10時まで、この4時間で約40ミリ以上の雨が4時間以上降ったという、集中豪雨的にその時間帯に来たという状況でございました。それで小石浜地区につきましては、下水道の雨水ポンプ場、これは完成した形でありました。そして雨が降った当時もフル稼働で動いておりました。ただ、やはり海のほうはちょうど7時から8時にかけて満潮でございました。そんなこともありまして一気に4時間の雨量であの川があふれ出したと、ポンプも汲んでいたんですけれどもそれが巻き返し汲んでいる状況に陥ったという経緯がございます。今回小石浜沢川は建設課さんの管理ということで暫定的に土のうということで、来年の雨期に備えたいということでしております。それで、あそここの問題で本格的なことを考えると、堤防のかさ上げは土のうじゃなくて強固な堤防ですかね、かさ上げが必要だと思っております。それから、あと今回ポンプがフル稼働はしておりましたけれども、直接河川、湾に流すような措置も必要じゃないかという意見が寄せられております。あふれた場合ですね。そういったこと、二つの対策が考えられるわけですね。それで下水道事業でやるのはなかなかポンプ場も既に計画、あそここの事業化で既に完成をしております。それで現在震災復興事業ということでリストアップをしております。それで何とかその排水対策を多用したいというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今所長から来年に向けて本格的な工事を考えているというようなことの答弁でありました。またこれから何回も議員の皆さんも発言ありますけれども、こういう200ミリ、300ミリ、やっぱりこれは想定しなきゃいけない。中にありまして今のポンプを変えるとい

うことはなかなか予算面にも、ここばかり変えるわけではできませんので、その辺も含めて順次考えていってほしいなというふうに思います。そしてそれだけでは今の状況では全く足りないと思うので、今言われるように長田地区、それからあそこの松島駅の小梨屋ですか、そのポンプ2台800万円で予算をとっておりますけれども、それもあわせて小石浜地区の場合もお願いできればなど。ただそのときどうやってポンプ非常備だと思えるんですけれども、そのポンプをするとき国道45号線またぐことになるのか、そうでなかったら国道45号線の下をあらかじめ穴掘って、ポンプを入れていてそういうことも考えられるわけでありまして、その辺も含めて45号線は非常に難しいかなと思うんです国道だから。ですからどのような方法をとるのか。

それから、今回の大雨の中でやっぱり全部が浸水しているわけですよ。国道走れないんですね、車が非常に。今度は職員の配置の状況も非常に今回はちょっとまずかったんじゃないかなと思うんです。あそこは一人しかいなかったんですよ、小石浜には職員が。10時半までですよ。そういうことになるとじゃあだれがポンプを動かすのやと、消防か。消防もあのときは二人しか出られなかったんですよ。初期出動のとき。最終的にはぎーっと集まってきましたんですけれども、やはりそういう初期的なところからポンプなんか一刻も早く動かさなくちゃいけないわけでございますんで、浸水してからでは全く、こんなになってからでは遅いわけでありまして、その辺の人的配置そういうことも含めながら工事はしますけれども、今度は環境防災のほうで人的配備何かをどのようにするのかというようなことを含めて総合的にそういうことを考えていってほしいなこう思っております。よろしく申し上げます。

それから、今度歳入で申し上げます。4ページ、農林水産県補助金その中に消費安全検査手数料とこうあります。このことにつきましては、9月の議会で議決されまして放射性物質自主検査手数料というようなことがあります。それで農産物を、給食に出すものを検査をし、それで安心・安全を皆さんに広報していきますよというようなことでもありました。これはこの次一般質問で今野議員が質問出ているみたいでございまして、実は土曜日ですか、日曜日ですかね、中央公民館でこの復興計画、私も拝聴しに行きました。そのとき町民の一人からこの問題につきまして、やっぱり質問出たわけでありまして。言われていること、やっぱり親にとっては非常にわかるんですね、食品に含まれる放射能線量がどうなっているのか心配である、というようなことでありました。これは議会報告会の中でも出たわけでございますけれども、そのとき私は町長が答えて、あれはあれでよかったと思うんです。問題はああいうふうにやっぱり親にとったら非常に心配なんです。であるから、今度は町職員の問

題になってくるんです。課長とか何かは一生懸命そういうことで責任あります。職員は責任があるんですけれども、やっぱり一生懸命勉強しますけれども、窓口で対応した人たちがどう返答するのかが問題なんです。こういったことで聞きたいということで、職員があたふたした回答を出すと非常に問題になってくるんです。そういうことを含めながらやはり親の立場を考えたら、その辺の職員のそこまでの学校給食でいったら亀井課長のとこと、そういうふうな一番問題になってくると思うんです。そういうことでその辺の教育を徹底的に図ってほしいと思いますけれども、その辺の対応はどうなっていますでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 教育委員会では、今定期的に勉強会というのをやらさせていただいていろんなテーマを設けて勉強会をさせていただいています。特に最近回数が多いのが放射線についてでございます。御存じのように11月の末から12月の初旬にかけて給食に使われる食材の放射線放出量、これを40ベクレル／キログラムにするというのが基準だとか、参考の価値だとかいろんな見解が出てきまして我々も右往左往したわけですがけれども、結局のところ主眼となったのは検査機械の検査下限値ですか、これを40ベクレル以下にしないで、ただしということがあってやはり40ベクレル以下の食材についてはどうのというのが出てきました。その辺の情報もうちの職員とやり取りをしています。放射能自体我々の世代は勉強しないで卒業してきているんですね、もちろんうちの職員もしっかり勉強していない、だからだれかが勉強してだれかが調べてみんなで勉強し合う、情報を共有するというやり方でやらせていただいています。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことでこの放射線なんていうのは、本当に大変な状況の中で今毎日のように報道されているわけでございますので、いろんな仕事をしながらこれもやんなきゃないというようなことでもありますので、大変かなとは思いますがけれどもその辺を含めてどうぞ勉強方ご指導よろしくお願ひし、町民が安心して学校給食も何でも食べられるような方策をとってほしいなとこう思って終わります。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります、ページを追って質問ですか、7ページの東日本大震災復興基金積立金、こういうふうになって3億7,756万9,000円ですか、あるわけですがこの中に復興寄附金5,800万3,000円入っているわけですが、これなんかは基金にしないでなぜ仕事ができないんだかと私は思うわけですが基金にしなければなら

ない理由というのは何なんですか。まずそこをお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） この基金は原則的に、基本じゃなくて原則的に、国から県経由で来た交付金をもとにということなんですけれども、ほかに寄附金とかそういう場合のをこの中に入れていいですかということで企画調整課を経由して、単独分もここに積み立てしているということでここに寄附をした。尾口議員さんの質問でこの分を早急に復旧・復興のほうに回したらいいんでないかということはありませんけれども、今後単年度でこの寄附金も寄附の趣旨として復旧・復興に充てられるのが今年度、要するに財源とかあるものもありますから、じゃあ来年度に向けてということでとりあえず寄附金をこの基金のほうに積み立てして来年度以降にという考えで基金に繰り入れしたものでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 寄附者は基金に積み立ててくださいと寄附するばかりはないんですよ。最初から。だから9カ月も10カ月もたっているんですよ。それで災害復旧に充てなければならぬ、みんなはあしたに来るかもしれない、だから指定避難所に電源も入れておかなければならぬ、何もしておかなければならぬ、水道の水を保管するのにあれは入れましたけれども、中に水が入っていないと、こういうふうなことであしたに来たらどうするんですかと私は言っているんですよ。そうしたときに5,000万円もですから、そういうふうなものにも充てられるではないか。それからこの間どなたか言っているんでありますが、救援物資を用意しなければならないのではないかと。あしたに来るかもしれない、地震だって何だって。そのときにまだしておりません。頭下げるな頭下げるなというような話も出たんでありますが、そういうふうなものに即対応すると。その対応が遅いんですよ。そして寄附金もそこに入れると。入れるのはいいんだと思うんでありますが、そういうなのをしていからで足りるんでないかというふうな気がしているわけです。あらゆるものでそういうふうな対応の遅さを指摘しておきたいと思うわけでありまして。これは何回言ったって同じ事を繰り返すんだと思いますので、こういうふうなことは早く対応しなければならない。こういうふうな感覚を持って当たってもらわないと災害が来たときに、ああこいつまだだと思っていたと、想定外だと。今想定外なんていうのはないんですよ。言葉としてはあるけれども。そういうふうなことだと思うのでひとつよろしく配慮をしてほしいと。3月に来るならば4月にでもそういうふうなものの対応までして基金から取り崩してそういうふうなものをやれるのではないかと。今になればですよ、思うわけでありまして。

それから、災害復興、これと関連するのでありますが、義援金はどうなったのか。義援金は私ら全然行政側だけで、議会のほうにはわからないわけですが、町に入った義援金の対応はどうなっているのか関連するのでお聞きしておくのですが、県から来たのと町にもらった義援金まぜてどのぐらい交付して、どのぐらい義援金があるのか、それをどうするのかと。こういうことを関連でお聞きをしておきます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 町にいただいた義援金でございますけれども、個人団体含めまして186件の方から義援金をいただいております。金額については約4,256万円でございます。それらにつきましては、町で立ち上げました配分委員会においてこれらの義援金についても例えば死亡者の場合は幾らというので決めまして、これまでの支給額が1,518件で3,126万5,000円ほど支給しております。ただ、残額については今現在約1,100万円ほどありますけれども、これらについても今現在もまだ罹災の段階で半壊とかありますので、引き続き義援金の支給に当たります。それから今後なんですけれども、町の義援金のそうなんですけれども、県からいただいている義援金等についても県のほうでも今現在まだ義援金の口座は閉鎖はしないということで大体いつころになるんですかということを確認しましたら、当分の間ここ1、2年は引き続き被災者に対する義援金のあれは、支援していくという方針でございます。ただし、いずれかにおいてはこれらを精算する時期が来ると思いますので、その段階には町のほうにもアナウンスしまして、その際に町でいただいた義援金についても一緒にその際考えていくことになると思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） とにかく余っている、余っているのは議会で聞かなければ議会には知らされない、こういうふうなことになっていくんだと思うんですが、東松島市では災害を受けた方、小規模の災害です、この人はうちのほうでも補助金を出すように決めたんですが、仕事ができない人がいるんです。金がなくて。頼めない人、頼むことができない人。そういう人には東松島では1万円の商品券だか何だかお上げすると、その小規模の被害者に。そういうふうな対応をしているところがあるわけです、隣の町が。さらにそいつも商品券にすると大規模な店にだけ皆集中すると。こういうことだから中小の店も大変東日本大震災で苦勞していると。こういうことで分けて、使えない、大規模なところは使えないような商品券を出しているわけ。そこまで配慮しているの隣の町は。だからそういうふうな配慮も松島もしなければならぬのではないかなと、それ以上のものをしなければならぬのではない

かと松島は。そういうふうには私は考えるわけでありまして。こいつは予算と絡まないもので、そういうふうな配慮もして本気になって復旧・復興、言葉だけでなしにしてほしいものかどうかというふうに思います。

それから9ページです。社会福祉総務費負担金補助及び交付金140万円、これは社会福祉協議会、申請されないからけねえんだと前の副町長が言ったわけでありまして、これなのかどうか。まずそいつをお聞きしたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） ただいま社会福祉協議会の補助金140万円でございますけれども、ご存じのとおり今回の東日本大震災の地震における津波のときの片付けなどのボランティアの要望について、社会福祉協議会のほうではボランティア552名を登録しまして派遣件数は200件ということで大変活躍していただいたところでございます。また9月21日の台風15号におきましても、被害を受けた家屋の片付けについても51名の登録、それに27件の派遣をしていただいたところでございます。それらのボランティアの設置、運営にかかる費用ということで前に今尾口議員さんお話あったとおり、前の副町長が話した関係のこれらについて今回対応したところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これは申請額全部というふうな査定か何かされたのか、申請内容は全額なのかとお聞きするわけでありまして。

それからボランティアの対応に夜遅くなってからボランティア出してけるというふうなことで行政側はそんな話もしたというようなことを聞くんですが、行政側はただ防災見学につくればお前らほうでやるんだと、あんたらほうでやるんだととこういうふうなことでなしに、そういうふうな対応もしていかなきゃないんでないかと、行政側として。常に民政の側と福祉協議会は一つになってそういうふうな対応のときはどうするんだと、こういうふうなことをしなければならぬと思うんですが、そういう対応は間違いなくやられたのかどうかということ、そういうふうなことを含めて申請額が全部だったのかと。このところをお聞きしておきたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 確かに言われるとおり、地域防災計画に載っているからつくったからどうのこうのということではなくて、確かに社会福祉協議会と町の担当のほうと私も含めて話し合いとか、そういうすれ違いが若干あったのかなと、認識の違いがということなので、

今後というか今もしていますけれども、連絡を密にして進めていきたいというのが今現在と
いうか、前から3月11日以降、台風も含めて足りなかった点というのは一番はそれなのかな
と思います。あと、社会福祉協議会と覚書を結んでその中でボランティアセンターを設置し
た場合、町としてはその施設どうのこうの、あとは必要なものは町として提供しなきゃな
いよというのが明確にうたっておりますから、必要なものは当然行政のほうで負担すべきと
いうのが載っていますから、助成しなきゃないと。いうところが今回の形になったと。本当
はここでなくてもっと前というのは今認識しております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 答え半分なんですけど、申請額皆なのかというようなことと、それから副
町長ですよ、私に答弁しているのは。副町長が今総務課長というようならばわかるわけですが、
認識足らなかった、まずその当時です、申請されないからしないんだと、そういうのがある
ならばしてもらえば私のほうで出すんだよというようなことを言っているんですよ。だから
答弁というのはいなくなったから言うのではないんだけど、統一した答弁でなければなら
ない。3月11日以降でそういうことがあったんですよ。それを何もしないで3月11日以降
話し合いしているんですよと、話し合いしないからそういうのが出てきたんだと。そして質
問したら申請ないからしないんだとこういうことなんです。それから、私は後から聞いたん
でありますけど、大雨の被害、ボランティア出せと、いや出ないよと。重機出せと、出ないよ
と。こういうことでトラブルの話が若干あったと。こういうことも聞いたわけではありますが、
その辺は常に社会福祉協議会と十分な連絡をとりながら、おらほうだけよければいいとい
うのではなしに、同じ公的な機関でありますからそんなことも必要となるのではないかなとこ
う思いますので、そいつと今言った申請額は皆なのかというふうなことです。

○議長（櫻井公一君） 補助金の額について。安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） 今回社会福祉協議会さんのほうに140万円ということなんです
けれども、事前の申請の段階では160万円くらいの金額がありましたけれども、社会福祉協議
会と綿密な打ち合わせをしまして、消耗品等に関しては社会福祉協議会さんのほうでも対応
しますということでそれ以外のボランティアのセンター運営費、職員の手当、それからボラ
ンティア保険料、それから活動に要する経費ということで軽トラックのリース代、燃料代、
携帯電話代などを合わせて140万円の補助金と決定したところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 覚書の中に社会協議会との役割の中で町の役割というかは、機材と

かそういうのは町で提供しますよと、ボランティアのセンターを設置した場合と。あとは必要な経費は助成しますよと、あと一番大事なのは情報の提供、要するに情報の共有が必要ですよというのを覚書でもうたっていると。じゃあそれが実際なされたかということ情報の共有、うちのほうから行政側から社会福祉協議会のほうに情報の提供、その受け答えとかやり取りが足らなかったというのは確かなんで、今後そういうことのないように気をつけていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そういうふうにお願いをしたいと思います。

それから11ページ、色川議員が質問したので重複しないようにしますので、災害廃棄物処理解体工事4億900万円、これは町内業者に発注したのか、見ているとみな岩手県だの福島県だのほかのダンプが来てばんばんやっているわけでありますが、解体してもらっているほうからいくとあそこはだれだれ仕切っているんだと。これはどうだかわかりませんよ、そういうふうな声をうんと聞くんですよ。あそこのあの辺はどここの町内業者ですよ、が仕切っているんだと。ここはだれだれが仕切っているんだとこういう話をうんと聞くわけですよ。ところが工事をしているのはみな町外業者で、おっかなくて話できないという人も数の中にいるわけです。だから、それは町内業者に発注しているのかどうかです、まず先に。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 基本的には松島町内の業者と。要するに災害防止協議会とかありますけれども、そこでということになります。ただその中で人足というか人が足りない場合の方々もいるとは思いますが、基本は町内業者。ただし、その方々がどこだかわからないんですけども、あと個人でも頼んだ方、要するに4月とかもう解体すんだ方は契約をし直しして町とその業者が契約してと、今現在もそういう方々もいます。ただ二通りあるんですけども、基本は町で発注する場合は町内業者だけです。今のところは。ただ、個人で頼んだ場合は町外の方々もいらっしゃるということです。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 尾口議員さんのほうから県外の方々の姿がよく見られるということでちょっとだけ私のほうからお話しますが、まず今総務課長がいったように町が依頼する場合は災害防止協議会ということで、解体にはいろんな技術的なものも必要になってきます。そういった形で阪神淡路大震災のときに貢献をなされた皆様方がいらっしゃると思います。そういった方々がぜひ我々も協力しましょうということで今宮城県内全域

に入っています。そういった方々の車両をたまに見るんだろうと思います。当然関西弁もいますし、そういったことでちょっと町民の皆さん方も戸惑いがあるのかなというふうには思います。それからあとさっきも課長が言いましたけれども、個人解体の場合は自分の親戚でこういう親戚がいるんだという人が親戚の業者さんをそのまま使うというケースがあります。そういう場合については環境省のほうで町が発注する形として契約を再度結び直しをして事業を実施しなさいと。その場合に交付対象にしますよというふうになっていますので、一番最初に色川議員さんのときにもお話ししたんですが、210という数字がその方々でございまして、ですから、その方々は松島町外の人たちがほとんど多い業者になっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 発注するときに建物はいろいろあるんだと思うんですが、これは何ですか、入札か何かですか。見積額を定めるのには建物によって相当ばらつきがあるんだと思うんですが、平米何ぼいうわけにいかないんだと思うんですが、どんなふうにして発注をしているんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監兼環境防災班長。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 今回の申請があった皆様方六百数十名いらっしゃいますけれども、この皆さん方の建物をすべて現地で調査をしております。調査をコンサルに依頼しておりますが、その段階で設計を組みます。設計の基準は環境省が示している積算単価基準書、それに基づいて設計をしております。その金額に基づいて災害防止協議会のほうに協議をしております。それで受けていただくということになれば契約を結んで発注するという形をとっております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうすると100%設計額イコール発注額とこういうふうなことですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 基本的にその形で発注しております。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） あと個人で頼んだ場合、内数もありますけれども、うちのほうで環境省が示された積算で100万円と積算しても、個人が独自に頼んで100万円が150万円ということもありますけれども、それは環境省、阪神淡路でも同じなんですけれども限度は環境省が示した100万円と。ですからその差額は町としては出せないというか、環境省でも出せない

い。極端に差が開く場合もあります。それはあくまでもうちのほうは環境省が示しておる基準の中ということになります。内数の場合もあります。実際うちのほうで環境省の示したのが100万円ですけれども、民間の方が知っている人かどうかあれなんですけれども、頼んで80万円という内数の場合もありますけれども、オーバーする場合もありますけれども内数の場合は内数の金額まで、オーバーした場合はうちのほうの100万円という形になります。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これはおかしくないですかね、災害防止協議会だかどこだかわかりませんが、100%で発注していてもうほとんどそれ以下で下請に出すんだと思うんですよ。片っ方個人でしたのは80万円と100万円としたんだけど、100万円という見積りだけでも80万円でしたから80万円しか払わないんだと。これはあるんですかね。100万円を書いてけろとうそを書かせるのもこれも問題あるんだと思うんですが、これは仙台市の災害の何で出ていましたけれども八十何%なんていう体育館のやつね、ずっと災害のやつ発注したの八十何%だと、こういうふうに出ているわけですけれども、ああいったって災害で見られているわけでしょう、そういうのが八十何%でされているのに、100%イコールだと。もうけてもらうんだからいいんだと思うんですが、見ているとほとんど町内業者やっているのは少ないです。町外業者だからほとんど下請だと思うんですよ。だからそこまでは行政側が見る必要はないんだと思うんですが、ただそれ以上申し上げませんが、災害防止協議会の構成員の中にもその能力があるのなかというふうなだっているわけでしょう実際は。だからそういうふうなものまで地域の人たちに金もうけさせるんだと、こういうことであれば仕方ないことなのかなと思うんですが、松島町の金でなく皆国から来るんだといたって、国から来るのは皆税金でありますから。税金だけでなしに入って来るんだと思いますが、そういうことで、一つ今からまだまだ発注するんだと思うんですがそこらは考える必要があるのではないかなとこういうふうに思うわけであります。

ひとつその辺は十分に考えながらやっていただきたいと思います。

それから12ページの、これも色川議員が聞いたので重複しないように聞くわけですが、1,050万円出しましたと。補助金ですよと、これは県から来たやつですよと、こいつは県のやつは90%程度の補助ですよと、そうすると町は全然出さないわけですよ。町も100%になるように出してあげて自分のやつやるんだから、自分らのやつさ10%ぐらい人件費から何か出したっていいんでないかということになるんだと思うんですが、その辺のお考えはないんですか。国から来たのでたくさんだと。あんたは90%も出るんだからあんたらやれとこう

いうふうな考えなんですか。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部祐一君） 1,050万円のあれですけれども、午前中の答弁でちょっとあったんですけれども90%と申しましたが、訂正させていただこうと思いましたが、30ヘクタールで10アール当たり3万5,000円ということで1,050万円でございます100%でございます。この部分に関しては。除塩の分が90%でございます

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 間違ったら早く言わなければそのまましたんだとすれば、議会答弁の虚偽の答弁をするんですよ。だからその辺はわかった時点で間違っただと。そういうことであれば議事録に載るわけですから、修正なり何なりが出てくるのではないかなとこう思うわけですが、これは理解をします。

それから、13ページの国道45号自歩道設置から工作物の移転400万円、13ページです。これは工事請負費に400万円あって一般財源だと。こいつは交付金で来たやつで交付税で来たやつでこいつ見るというふうなことなのか、工事であれば自歩道設置に伴う工作物の移転であれば補償費があるのではないかと。あればその他の補正の特定財源に入るのではないかなと思って質問しているわけでありますが、いかがなもんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） 国道45号線の用地費、それから物件の補償、これは歳入のほうでページ数、歳入の5ページになりますけれども、こっちの受払収入の中に国道45号線の分として土地代として977万7,000円ほどになります。それから、補償金ということで工作物とか流木とか遊具とかそういう物件で307万8,000円何がしということでトータル1,285万6,000円、正確には300円というふうになります。そこで、ここで補償物件なんですけれども、予算のつくりや見方の中で、補償物件と土地が一緒の場合、この場合については今回の土地売払収入の中で一括して計上してよろしいということがありましたので、予算の歳入のここで計上させていただいたということになります。私からは以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 一緒にしてほしいというから土地売払に入ったんだと、こういうことだと思っておりますが、補償の内訳あるわけでしょう。これ特定財源にならないんですか。する必要がないんですか。

○議長（櫻井公一君） 確認しますか。確認するんなら……。〔確認させてください〕の声あ

り) どのぐらい必要ですか。

それでは、この質疑終わらないと進まないような気がいたしますのでちょっと早いですがけれどもここで休憩をとってよろしいですか。(「はい、異議なし」の声あり)

それでは、再開を10分もあればいいですか、課長。じゃあ再開は2時5分といたします。

午後1時50分 休 憩

午後2時05分 再 開

○議長(櫻井公一君) 会議を再開いたします。

まず、答弁に入ります前に先ほど色川議員のほうから資料の提出を求められておりました。皆様のお手元に配付しておりますのでよろしくお目どおし願います。

それでは、尾口慶悦議員の答弁を受けます。熊谷財務課長。

○財務課長(熊谷清一君) 大変申しわけございませんでした。先ほどの質問の中で400万円のうち補償費等々300万円なにかしある、この分については400万円のうちの支出の中で約300万円については特定財源じゃないかと、残りが一般財源という形でないかということがございます。確かに補償費のほうでそういうふうな項目が入っておりますので、言われたとおりでここについては違っているということがございます。それについてちょっと時間をいただければと思います。以上です。

○議長(櫻井公一君) 今尾口慶悦議員の質疑に対する答弁で、もう少し時間が欲しいということでもありますけれども、ここでまた暫時休憩をとりたいと思いますがよろしいですか。尾口慶悦議員それでよろしいですか。(「質問者に聞いて」の声あり)

○9番(尾口慶悦君) やったらいいでないの。やっているうちに出して内容を訂正するならば、訂正するのか何だかわからないけれども。

○議長(櫻井公一君) それでは、質問者からそういうお話が出ましたので、その件に関しましては留保しておきますので、調べさせておいてください。

その他の質疑を受けます。尾口慶悦議員、あとは質問、尾口慶悦議員。

○9番(尾口慶悦君) 私だけでいいのですか。今の何は私だけいいと言えればいいんですか。

○議長(櫻井公一君) いや全員にかかわることありますから、一応質疑者に対する確認を……。

○9番(尾口慶悦君) 質疑終わったら問うのですか。

○議長(櫻井公一君) はい。確認でございますから。

○9番（尾口慶悦君） そうでないで議会でですから。そういうことで、本当は財務課長一番わかるんだと思うんだけど、特定財源になるのかならないのかというのは経験豊富な財務課長ですから今後はそういうふうなことでよろしくお願いをしたいとこういうふうに思います。

それから、ページ15ページですか、公共土木災害復旧工事で事業説明資料に起債350万円ですか、これはどういうふうなのかお聞きをしたいわけでありまして。こいつは主要事業説明に直ったんですか。事業説明に350万円あったのか、おれもあべとぺだから。

○議長（櫻井公一君） スポーツ振興センターの質疑でよろしいですか。

○9番（尾口慶悦君） いいです。今のはいいです。それから、もう一回11ページに戻るんですが、災害復旧の使用料で災害廃棄物仮置場重機使用料ほかとなっているんですが、この重機使用料も何ですか、設計額で発注していると、こういうことですか、重機1台1日何ぼというような積算単価ありますね、それで発注をしているのかどうか。2台と2台発注しているんだとこういうことでありますが、どうなのか。

○議長（櫻井公一君） 重機使用料発注単価、櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） この重機の使用料につきましては、冒頭でも一度総務課長のほうからお話があったかと思うんですが、公共物価積算単価とそれから環境省が示している単価、それを総意しまして業者のほうから見積もりをとっております。それで内数であるという確認をとってその見積もり金額で業務を契約して発注しています。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 見積もりとったのは、どう実際の積算単価とどのぐらいの開きがあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（櫻井光之君） 大体2万円から3万円下回っています。時間当たり。（「1台か2台か」の声あり）率。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 質問の要旨がわからないんだと思うんですけども、1台1日借りるのに30万円なら30万円だというふうな積算単価はある、見積もり1社だけしかとらなければ高く見積もりを入れているわけだから常に、行政側に出すのはね。だから、それとの差額もどうなのかというふうなことを聞いているんですよ。私いつでも聞いている消防自動車だの何だの見積もりの業者が入札になると7割ぐらいで入れてくる。見積もりなんていうのは当てにならないんですよ、業者の。悪いんですが。見積もり出した業者が7割ぐらいで入札入れ

ているわけ。そうなってくるとこれらもそういうふうなことがないですかと聞いているんです私。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 今尾口議員さんが言われる内容の中で要するに落札率ということなんですけれども、今厳密にここに資料を持ってきておりません。ただ八十何%というのはありますけれども、今ちょっと調べますけれども落札率ちょっと時間をいただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） じゃあ落札率については調べるということで、次の質問を受けます。尾口慶悦議員、終わりですか。その他の質疑を受けます。ございませんか。

それではここでないようでありますので、尾口慶悦議員の質疑で特定財源等について留保しておりましたので、その答弁は時間を要しますか。休憩が欲しい。執行者側のほうから休憩が欲しいということでございますので、暫時休憩をとります。恐れ入りますが議員控室でお待ちください。

午後2時12分 休 憩

午後2時43分 再 開

○議長（櫻井公一君） それでは、会議を再開いたします。

先ほどの尾口議員の質疑に対しての重機の積算の根拠等についての質問がありましたので、まず答弁をいただきます。高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） 先ほどの重機関係で、環境省が示している単価に対してうちのほうもそれを当然環境省の補助事業ということでその数値を採用して、実際落札したのは48.24%ということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員今の答弁に対して質疑ございませんか。よろしいですか。

それでは、ここで12月12日付で町長から提出されました議案第119号について、撤回したい旨の申し出がありました。議案第119号平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）の撤回の件を日程に追加し、議題としたいと思えます。

追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

議案第119号平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）の撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第119号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）
の撤回の件について

○議長（櫻井公一君） 追加日程第1、議案第119号平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）の撤回の件を議題とします。

大橋町長から撤回の理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今回提案させていただいておりました議案第119号でございますけれども、その中で歳入歳出補正予算事項別明細書の中の13ページでございますが、小学校管理費のうち、補正額の財源内容のところでは一般財源の400万円、これが特定財源その他にするのが正しいということがわかりましたので誤りがありましたので、この分について修正をするために撤回したいというふうに思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第119号平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）の撤回の件について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

議案第119号平成23年度松島町一般会計補正予算（第11号）の撤回の件についてはこれを許可することに決定しました。

日程第10 議案第120号 平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第120号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第120号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第120号平成23年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。
-

日程第11 議案第121号 平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

- 議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第121号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）ついてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声がありますので質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第121号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第121号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。
-

日程第12 議案第122号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について

- 議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第122号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

説明が終わっておりますので質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

- 9番（尾口慶悦君） 122号でちょっとお聞きしたいんでありますが、債務負担行為の補正があるわけでありまして、浄化センターの運転管理費24年から26年まで、22年の決算を見ますと4,001万9,000円ですか、こいつ3年分掛けると1億2,000万円にしかならないわけです。高くなる理由は何なんだと。それから次のやつも中継ポンプ場も467万9,500円ですか、こいつ3年分掛けると1,400万円にしかならない、3万8,000円ですね。こういうふうに皆その高くなっているわけでありまして、高くなっている根拠は何なんでしょうか。何か理由があるん

だと思うんですがどんな理由で高くなっているのか。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） それで今回の債務負担行為の設定でございます。前回の債務負担の設定が平成21年から23年度までの3年間でございました。前回の債務負担につきましては、浄化センター運転管理業務が1億2,540万円、それから中継ポンプ場運転管理業務が1,500万円、そして雨水ポンプ場運転管理業務、これが新町ポンプ場ですが810万円でございます。合わせまして前回の債務負担の設定が1億4,850万円でございます。それで今回の債務負担の限度額の設定でございます。これが浄化センターが1億2,690万円、それから中継ポンプ場が1,440万円、それから雨水ポンプ場運転管理業務これが4,170万円でございます。合わせまして1億8,300万円となっております。前回との差額が3,450万円ということになっております。それで、大きく比較増減で増加しているのが、雨水ポンプ場の運転管理業務でございます。これが3,360万円ほど今回3カ年でですけれども多くなっております。それ以外につきましては、浄化センターにつきましては150万円、それから中継ポンプ場についてはマイナス60万円ということで、浄化センターそれから中継ポンプ場につきましては、前回の積算の内容を精査、それから労務単価の変更等でこういった差が出ております。それから雨水ポンプ場につきましては、現在まで排水機管理人ということで四つのポンプ場を磯崎ポンプ場、高城ポンプ場、それから普賢堂、そういったポンプ場を管理人を配置いたしましてやってきておりました。ただ、管理人さん4人とも高齢化になってきております。70代後半から80まで越す方も出てきております。今回の雨水の対応でも頑張っただけでいいんですけども、またあと津波のときも頑張っただけでいいんですけども、いろいろ状況を見ますと大変になってきているということでこれを民間委託にしたいということでずっと検討してまいりました。それで今回津波、それから豪雨にもございまして、ポンプ場の運転、危機の管理、こういったものを徹底したいということで新町ポンプ場ほか10カ所のポンプ場すべてを民間委託に切りかえたいということで考えておまして、こういった差額が出たわけでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） あんまり難しく私聞いているんでないですよ。浄化センターの運転管理業務、平成22年の決算で4,001万9,000円なんですよ。決算書に書かれている数字ですよ。こいつ3掛けると1億2,600万円にならないんですよ。1億2,005万7,000円にしかならない。だからどうなんだと私は聞いているわけですよ。それから中継ポンプ場も467万9,500円なん

ですよ、22年の決算。そいつ3掛けると1,403万8,500円と、1,440万円ならないよと。あと今雨水ポンプ場は今言ったようなことだから何も当て物がないんですが、新町ポンプ場は255万1,000円とこういう決算が出ているわけですよ。それ以外のものも一緒にするんだとすれば今の単価は磯崎ポンプ場だの何だの普賢堂ですか、管理人したので何ぼになってどうなんだとこういうふうな見積もりもしてみてもなるのかというふうなことなんですよ。単純なんですよ私。決算書を見て決算書に掛けているわけですから。それよりも高くなっているからどうなんだと聞いているわけですよ。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 決算書に出てくる数字につきましては、単年度契約の支出額ということでございます。尾口議員さんが言われたとおりの額になっております。それでそれと限度額設定、平成21、23の限度額設定につきましては、先ほど言ったとおりでございます。これが設計額ですね、そして入札に付しまして前は1億4,850万円のやつが1億4,175万円で落ちています。そういった関係で限度額との差が出ているという状況でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから1億4,000何ぼで皆で得たというのであれば債務負担も皆で債務負担を起さなければいけないんでないかと私は。一つ一つ債務負担を起すわけでしょう。ここに浄化センター運転管理業務となって24年から26年度までですよとこういうふうに言っているわけです。単年度でここだと浄化センターだと4,001万9,000円なのに複数年度契約して高くなるということはおかしいんでないのかというふうなことなんです。安くなるんなら別にして。そして債務負担というのは必ずしも余計にすれば、このくらいおれ契約できるんだなと思って高く入れるんですよだれだって。常識でしょう。1億2,690万円で債務負担を起したと。3年で割ったらこのくらいだなど。これ以上安ければ入るなとこう思うのはだれでもじゃないですか。単年度より複数年度のほうが高くなるというのはおかしくないですかと言っているんです、私は。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） ちょっとわからないところがあるんですけども、先ほど言った数字につきましては尾口議員さん言ったとおり、そして私が言った数値も限度額設定です。間違いはないんですけども、何ていうのかな。（「限度額の設定がおかしいんじゃないかと言っているんだから」の声あり）あと契約するとき、発注するときこういう設定をして

積算をしています。それで一括の発注で契約をしています。そして、あと区分をしている理由は雨水費、汚水費事務事業のとり方で一応区分けをしております。そして浄化センター中継ポンプ場も同じでないかということでないですけども、それらも明確にわかるような積算をしてやっているというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私意味わかんないんですけども、限度額を設定するときに去年なら実績なんですよ、実績以上の限度額を設定したら業者はこいつ見て限度額超えるかなと、そうするとこいつで入れればこれ以上少し安く入れればいいなとなって高上がりになるんでないかと。高どまりになるんでないかと私はそいつを気にしているわけですよ。わかりませんか。おたくは限度額を言っているんだというけれども、限度額を設定するには去年の実績があるんです。ここの浄化センターであれば浄化センターは22年度決算で4,001万9,000円ですよというわざわざ決算に書いてある。だから3掛けたら3年分の限度額になるのではないですかと。そいつがそれよりも高く、高どまりの限度額にしているからおかしくないですかと聞いているわけですよ私。

○議長（櫻井公一君） いいですか。丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 限度額設定につきましては、積算をしています。それでその積算するときもやはり単価、共通単価を使って積み上げております。それをもとにして限度、積算をして限度額を設定しているわけです。それを入札に付すればそれが積算額が100とすれば札を入れるとき9割とかそういった状況が生じるのでそういった差は出ます。それで予算も実績ベースで組んだらどうだとかいってしまうかもしれませんが、やはり我々事務方大体同じだと思っておりますけれども、やはり基準にのっとった額を一応は予算化してするというのが、通常のストーリーでございまして、それから札を入れて業者さんがそれから8割なり7割入れればこれが実績として決算として数値が出るという状況でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「わかりませんが」の声あり）ほかにございませんか。14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） 今尾口議員も質問されたわけでありまして、この3ページの債務負担行為の中で新たに雨水ポンプ場の運転管理に民間を入れたいというようなお話でしたが、この民間というのはどのような対応をして民間というふうな委託する方法を考えているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 今現在も浄化センター、中継ポンプ場、あと新町ポンプ場ほかは民間委託をしています。そういった実績のある業者さんに委託をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

○14番（片山正弘君） ただ今までは磯崎とか海岸等の普賢堂ですか、そこを4人の方に管理人を委託していて高齢になったために、前から高齢になっているんでないかという指摘はしていたわけですから、高齢になったと、それを民間にするといった場合の、いざ非常事態のときの管理体制というのは民間では十分にやれるんでしょうか。今までは地域にいた方だから即座に行けたということがあるんだろうと思うんですが、この辺についてはどうお考えですか。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） それにつきましても、緊急対応ということで見ております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 地元の方だから緊急対応できたのかもしれませんが、民間に委託した場合の緊急対応というのは十分にその辺は対応できるというふうに思っているんですか。できるということでしょう。そこをはっきりしてもらえばいいです。

○議長（櫻井公一君） もう少し具体性があれば具体的に。丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 今回の設計では年間10回の出動、こういったものを見ております。そして、今も浄化センター内に民間委託業者さんが常駐しておりますので、そこから水道事業所の職員と連携して即対応できる体制を想定しております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山議員。

○14番（片山正弘君） 今民間の業者の方が常駐していると言っていますが、常駐されている方というのは何名常駐されているんですか。（「どこの業者か」の声あり）あと業者名を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 現在の委託している業者はタカスギという業者さんでございます。それで、常駐につきましては、4名から5名でやっております。それで今回の雨水ポンプ場の対応につきましては、1、2名増員はされると。そしてさらに災害時のシフトを随時、臨機に対応できるようなシフトを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 14番片山正弘議員。

- 14番（片山正弘君）　　そういうのであれば十分に人数のきちんとした体制をとってもらって、緊急時に十分に備えられるような体制をとってもらうことを要望して終わります。
- 議長（櫻井公一君）　　他にございませんか。16番今野　章議員。
- 16番（今野　章君）　　一つは、この小石浜じゃなくて小梨屋地内の排水対策で800万円ということ、これはポンプ2台を準備するとういうことなんですけれども、ポンプ2台を設置するというのは、仮復旧なんですか、本復旧なんですか。
- 議長（櫻井公一君）　　丹野水道事業所長。
- 水道事業所長（丹野　茂君）　　今回2台の水中ポンプそれから発電機を用意したいということで、それであくまでも応急、次年度以降の豪雨時の応急対策ということで考えております。今回の豪雨では碓田地区、それから小梨屋地区ですか、長田地区、小石浜は別個といたしまして床上浸水地区を出しているということで、早急な対応が必要だろうということで、今回2台を用意させていただいております。本格的な考え方につきましては、23年度下水道事業の基本計画の見直し作業をしております。これにつきましては、今ある11カ所の雨水ポンプ場を再度地盤沈下そういった影響も確認しながら補強、ポンプ能力が不足している場合は増強、あるいは水路の整備等、これらがチェックされてくると思います。それからあと、海岸地区、地盤沈下の影響が出ておりますけれども、海岸地区、水族館それからグリーン広場前、観覧亭前、五大堂前、それからパレス松島前これにつきましては、今回の災害復旧事業ということで対応することになっております。それで、地盤沈下でポンプ場がないところ、そういったことで対応していきたいと考えております。以上です。
- 議長（櫻井公一君）　　今野　章議員。
- 16番（今野　章君）　　とりあえずこのポンプ2台等については応急的な対処だということで、そうすると今上げられた小石浜、小梨屋、長田、磯崎地区含めてあとは高城のポンプ場や何かもいろいろ問題があるのかなと思っております。そういった排水対策については今後計画を23年度中につくるというふうに理解してよろしいのか、そういう排水計画的なものを整備するというふうに考えてよろしいんですか。
- 議長（櫻井公一君）　　答弁、丹野水道事業所長。
- 水道事業所長（丹野　茂君）　　23年度の下水道基本計画の見直し、震災もございましてあと豪雨の影響等後半戦の影響もありまして、繰り越しになる予定にはしておりますけれども、そういったところでチェックをします。そしてあとは震災復興事業ですか、交付金事業、これにつきまして大体今問題となっている地区はリストアップしております。西柳地区も含めて

あとは今回震災で床上浸水等出た地区はすべて復興事業でやりたいということでリストアップしております。ただどうなるかはわかりませんが、それから外れれば通常の下水道の雨水事業で対応していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。とりあえずこれで復旧作業は全部終わりということではないということがわかりましたので、そうですね、ぜひ頑張ってくださいと思うんですが、最後にポンプの能力、最後じゃないですね、ポンプの能力を教えてください。

それから、先ほどから出ていました雨水ポンプ場の運転管理、XXXXXXXXXXさんというところで現在もやっていたらとこういうことで、新年度以降は10カ所ですか管理委託もしていきたいとこういうことなので、これについては改めてそうすると残った分については入札や何かに付していくとこういうことになるんですか、それとももうこれはXXXXXXXXXXさんというところに随意契約でこうやっていくことになるんですか、ということですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、丹野水道事業所長。まず、ポンプの能力から。

○水道事業所長（丹野 茂君） ちょっとすみません。後半のほうからお答えさせていただきます。今回が管理委託が浄化センター等は23年度で切れます。それで24年度からにつきましては、入札を行って新たな落札者と契約をするという運びになる予定になっております。

それからポンプ場の能力ということでございますけれども、すべての地区ですか。（「この資料にあるやつです」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 発電機37KVA 2台中ポンプ200π 2台というやつの能力、この説明資料の裏。丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 水中ポンプにつきましては、口径が200ミリを予定しております。ポンプの能力につきましては、ちょっと今資料が……。ちょっと今即答できかねますのでちょっと時間をいただきたいと思います。すみません。

○議長（櫻井公一君） 時間が欲しいということでもありますけれども、じゃあ後ほど資料でよろしいですか、今野議員。資料の配付でよろしいですか、それとも今求めますか。

○16番（今野 章君） やさしいので資料でいいです。

○議長（櫻井公一君） じゃあ後ほど資料を配ってください。質問を続けます。今野議員ありませんか、あと。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 私は実は一般質問で雨水の排水対策ということで今今野議員さんが余りにも詳しく言われたのでちょっと一般質問で聞くことがなくなりそうだったんですけども。

今のポンプ、仮設のポンプ、発電機と置くというのですが場所が小梨屋とあと長田のほうというふうになると思うんですが、その一番下に仮配管等も一式ということで、先ほど色川議員さんも小石浜のほうで言っていましたけれども、小梨屋の場合、結局国道をどういう方法かにして越えて、今ある既設のやつにつなぐんだかどうか、どういう仮配管をするのかちょっとそれだけ教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 仮配管の施工状況、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 小梨屋地区につきましては、あそこに中継ポンプ場があります。あの脇に水路がございましてあの水路に水中ポンプを入れてあと中継ポンプ場の作業スペースというか駐車、広場もありますのであそこに自家発電機を設置して固定式で対応したいというふうに考えております。あその地区は今回の豪雨で駅前に通行できないような状態に陥ったということで、JR東北本線の駅ということも考慮に入れまして、そして今まではそれほど問題なかったんですけども、能力的にちょっと難点もあるということで、あそこには固定式をしたいと。それから長田につきましては、仮設置というかそういったやつで置きましてさらに災害防止協議会でも常時1台はあそこに置いておりましたので、そういった増強を考えております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 心配なのは長田のほうは堤防の下をいっているんでしょから、あれなんですけれども、国道の下を通っている小梨屋のほうですね、それに水路にそれ流すということできさき今野議員さんも聞いていたようにそうすると200万の水中ポンプといっても大した能力はないような感じなんですかね。それだけお願いします。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 今回、小梨屋地区については仮で仮堤防という対応をしておりますけれども、もっと越えたらどうするんだということでのことだと思うんですけども、あその状況を考えますと排水箇所というか排水暗渠が入っているのは1カ所だけなんです。それであとは海と一体になって干満で動いている状況なんです。それで、さらに応急ポンプをあそこに用意するとしても今ある排水機場の脇に置いてもまたあふれば巻き返しの状態になるということから、今まだ確定していないんですけども前に広場というか公園あるんですけども、あそのところにますがあるんです。あその辺を何とか工夫をして対応できないかということは今考えているところでございます。1カ所だけの排水暗渠ですのであそこから抜くしか、あけて抜いてどんどん流すというような方法をとるしかないのかな

というふうに今の段階では考えているところです。以上です。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今碓田地区ということもおっしゃったと思うんですけども、今回2台で小梨屋と長田だと。小梨屋で碓田も見るといようなことを考えているのだろうと思うんですけども、そうすると小梨屋の一般の道路、今回は碓田、あの辺もすごかったんですね、それで間に合うのかなということもあると思うんですよ。それで碓田のところには松島産業の仙石線の下に側溝ありますよね、あれもあふれてばつとくるわけですから、そうするとこれ1台で小梨屋と一緒に間に合うのかなということもどうなんですかね。お答え願います。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 小梨屋地区には固定ということで考えておりますけれども、前回の豪雨では碓田地区も議員さん言われたとおりでございます、あそこも検討というか考えざるを得ないというふうに考えております。それで今のところは2台そして災害防止協議会、業者さんの水中ポンプ、あと自家発もございましてその辺は再度総務の危機管理監と来年度の応急排水ですか、ポンプの配置等再度検討して体制固めをして望んでいきたいと思っております。以上です。（「ぜひお願いします。」の声あり）

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なしの声がありますので質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第122号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第122号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第123号 平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）
について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第123号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

既に説明が終わっておりますので質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声あり質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第123号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員です。よって、議案第123号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会とします。

再開は、12月15日午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後3時21分 散 会